

鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関認証要綱の一部改正

鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関認証要綱（平成 16 年 10 月 1 日制定）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第 1 条 略</p> <p>(評価区分)</p> <p>第 2 条 この要綱に基づいて認証された評価機関は、次の各号に掲げる区分ごとに評価を行うことができるものとする。</p> <p><u>また、第 1 号キに掲げる通知に基づき認証を受けた評価機関は、同号キに掲げる通知に基づく評価を行うことができるものとする。</u></p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>第 3 条～第 6 条 略</p> <p>(認証の更新)</p> <p>第 7 条 略</p> <p>2 県は、前項の申請があったときは、推進委員会により審議を行い、次に掲げる要件を満たす場合には、これを認証する。</p> <p>(1) 第 3 条に規定する認証要件を満たすこと。</p> <p>(2) 次条の遵守状況等に鑑み適正な評価を行うことができることと認められること。</p> <p>第 8 条～第 10 条 略</p> <p>(認証の取消)</p> <p>第 11 条 県は、認証した評価機関が次の各号のいずれかに該当する場合は、推進委員会の審議を経て、認証の取消しを行うことができる。</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>第 12 条～第 13 条 略</p> <p>(様式第 1 号) ～ (様式第 4 号) 略</p> <p>附 則 略</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この改正は、平成 26 年 7 月 25 日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 略</p>	<p>第 1 条 略</p> <p>(評価区分)</p> <p>第 2 条 この要綱に基づいて認証された評価機関は、次の各号に掲げる区分ごとに評価を行うことができるものとする。</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>第 3 条～第 6 条 略</p> <p>(認証の更新)</p> <p>第 7 条 略</p> <p>2 県は、前項の申請があったときは、推進委員会により審議を行い、次に掲げる要件を満たす場合には、これを認証する。</p> <p>(1) 第 3 条に規定する認証要件を満たすこと。</p> <p>(2) <u>現在の有効期間中に評価の実績を有すること。</u></p> <p>(3) 次条の遵守状況等に鑑み適正な評価を行うことができることと認められること。</p> <p>第 8 条～第 10 条 略</p> <p>(認証の取消)</p> <p>第 11 条 県は、認証した評価機関が次の各号のいずれかに該当する場合は、推進委員会の審議を経て、認証の取消しを行うことができる。</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) <u>過去 3 年間評価実績がない場合</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>第 12 条～第 13 条 略</p> <p>(様式第 1 号) ～ (様式第 4 号) 略</p> <p>附 則 略</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この改正は、平成 26 年 7 月 25 日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>改正後の第 7 条第 2 項第 2 号及び改正後の第 11 条第 1 項第 3 号の規定は、当分の間、適用しない。</u></p>

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 月 日から施行する。

鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関認証要綱の改正について

令和7年1月31日福祉監査指導課

1 概要

県内において社会福祉・保健サービスの評価を行う評価機関は、本県の認証要綱に基づき県が認証しているが、当該県の認証を受けず、国の通知に基づき全国社会福祉協議会が行う社会的養護関係施設第三者評価機関の認証を受けている機関（以下「全国認証機関」という。）が県内で社会的養護関係施設の評価を行うことの可否について疑義が生じている。

については、全国認証機関の取扱いを明確にするほか、所要の改正案について、鳥取県社会福祉・保健サービス評価推進委員会（2月14日開催予定）に諮ることとしたい。

2 要綱改正案

(1) 有効な認証の明示（第2条第1項）

全国認証機関は、本県の認証を受けなくても、本県内にある社会的養護関係施設の評価を行えることを明示する。

<改正理由>

全国認証機関は国通知に基づき各都道府県で評価を行うことが可能であるが、国通知は技術的助言に過ぎず、県内での活動を可能とするためには、本県要綱でそれを規定する必要があるため。

また、全国認証を受けるにあたり、社会的養護関係施設の評価に特化した研修の受講が条件となっていることから、全国認証機関は県の認証を受けた機関と同等かそれ以上の能力を有する機関であると期待できるため。

(改正の意図)

全国認証機関が県内で評価活動を行うに当たって、過度の負担を課さないため。ひいては、他県に拠点のある全国認証機関が参入しやすくなり、県内施設の評価依頼先の選択肢を広げることにもつながる。

改正後	改正前
(評価区分) 第2条 この要綱に基づいて認証された評価機関は、次の各号に掲げる区分ごとに評価を行うことができるものとする。 また、第1号キに掲げる通知に基づき認証を受けた評価機関も、同号キに掲げる通知に基づく評価を行うことができるものとする。	(評価区分) 第2条 この要綱に基づいて認証された評価機関は、次の各号に掲げる区分ごとに評価を行うことができるものとする。

(※) 第1号キ＝「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」(国通知)

(2) その他所要の改正（評価実績を要件とする認証更新規定及び認証取消規定並びにこれらに係る経過措置の削除）

① 「現在の有効期間中に評価の実績を有すること」を認証更新の要件から削る。(第7条第2項第2号)

② 「過去3年間評価実績がない場合」を認証取消の要件から削る。(第11条第1項第3号)

③ ①及び②の規定を「当分の間、適用しない」ための経過措置を削る。

<改正理由>

平成31年3月25日の改正で、3年間の有効期間中に評価機関の評価実績が0件の場合でも更新時研修を受講すれば認証更新は可能とする制度(規定)を国指針の見直しに基づき加えたことに伴い、実績要件規定の適用の見込みがなくなったため。

(参考)

実績要件の規定は、評価推進委員会委員からの意見(実績の有無が評価機関の信頼性にかかわる)に従い加えられたが、同時に、実績の確保が難しい(少ない受審施設を奪い合う)状況にも配慮すべきとの意見も踏まえて、当初から「当分の間適用しない」とこととされていたもの。

改正後	改正前
(認証の更新) 第7条 略 2 県は、前項の申請があったときは、推進委員会	(認証の更新) 第7条 略 2 県は、前項の申請があったときは、推進委員会

<p>により審議を行い、次に掲げる要件を満たす場合には、これを認証する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(認証の取消)</p> <p>第11条 県は、認証した評価機関が次の各号のいずれかに該当する場合は、推進委員会の審議を経て、認証の取消しを行うことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この改正は、平成26年7月25日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 略</p>	<p>により審議を行い、次に掲げる要件を満たす場合には、これを認証する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 現在の有効期間中に評価の実績を有すること。</p> <p>(3) 略</p> <p>(認証の取消)</p> <p>第11条 県は、認証した評価機関が次の各号のいずれかに該当する場合は、推進委員会の審議を経て、認証の取消しを行うことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>過去3年間評価実績がない場合</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この改正は、平成26年7月25日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>改正後の第7条第2項第2号及び改正後の第11条第1項第3号の規定は、当分の間、適用しない。</u></p>
---	---

(参考1) 要綱第2条第1項に規定する評価区分

- ・第1号 福祉サービス第三者評価区分
 - 〔障害福祉サービス事業所等、保育所、児童館、放課後児童健全育成事業、
婦人保護施設、社会的養護関係施設、高齢者サービス事業所等、救護施設〕
- ・第2号 地域密着型サービス外部評価区分

(参考2) 社会的養護関係施設の第三者評価について

社会的養護関係施設については、子どもが施設を選ぶ仕組みではない措置制度等であり、また、施設長による親権代行等の規定があるほか、被虐待児が増加していること等により、施設運営の質の向上が必要。→第三者評価の実施が義務付け

受審の義務化に伴い、対象施設の数が少ない中で評価機関が一定以上の評価経験を蓄積して質の高い評価を行えるよう、第三者評価事業が各都道府県の自治事務として実施される中であって、全国推進組織である全国社会福祉協議会の認証のもとで他の都道府県など広域で活動できる仕組みが並行して実施されている。(平成24年度国通知にて運用開始。)

(参考3) 鳥取県認証評価機関一覧

評価機関名	所在地	評価区分※		認証期間
		第三者評価	地域密着型	
特定非営利活動法人未来	倉吉市	○	○	R5.1.21～R8.1.20
有限会社保健情報サービス	米子市	○	○	R5.3.22～R8.3.21
特定非営利活動法人あいおらいと	鳥取市	○	○	R5.7.28～R8.7.27
特定非営利活動法人いなば社会福祉評価サービス	鳥取市		○	R5.7.16～R8.7.15
特定非営利活動法人メイアイヘルプユウ	東京都	○		R5.7.16～R8.7.15
特定非営利活動法人福祉経営ネットワーク	東京都		○	R5.9.21～R8.9.20

※「第三者評価」：福祉サービス第三者評価
「地域密着型」：地域密着型サービス外部評価

鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関認証要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉・保健サービス評価事業について、評価機関の認証に関し必要な事項を定めることにより、評価機関及び評価の信頼性の確保に資することを目的とする。

(評価区分)

第2条 この要綱に基づいて認証された評価機関は、次の各号に掲げる区分ごとに評価を行うことができるものとする。

(1) 福祉サービス第三者評価（次に掲げる通知に基づく評価）

ア 「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」の一部改正について（平成30年3月26日付子発0326第10号、社援発0326第7号、老発0326第7号厚生労働省子ども家庭局長ほか2局長通知）

イ 「障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」（令和2年3月31日付障発0331第4号、社援発0331第17号厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

ウ 「保育所における第三者評価の改訂について」（令和2年4月1日付子発0331第11号、社援発0331第34号厚生労働省子ども家庭局長ほか1局長通知）

エ 「児童館における第三者評価基準ガイドラインの全部改正について」（令和2年9月3日付子発0903第13号、社援発0903第5号厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局長通知）

オ 「放課後児童健全育成事業における第三者評価基準ガイドラインについて」（令和3年3月29日付子発0329第8号、社援発0329第36号厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局長通知）

カ 「婦人保護施設版の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」（平成18年6月13日付雇児福発第0613002号、社援基発第0613001号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長ほか1課長通知）

キ 「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」（平成30年3月30日付子発0330第8号、社援発0330第42号厚生労働省子ども家庭局長ほか1局長通知）

ク 「高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」（令和2年3月31日付老発0331第9号、社援発0331第18号厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知）

ケ 「救護施設における第三者評価の実施について」（平成30年9月20日付社援発0920第1号厚生労働省社会・援護局長通知）

(2) 地域密着型サービス外部評価（「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第72条第2項及び第97条第7項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について」（平成18年10月17日付老計発第1017001号（最終改正平成21年3月27日付老計発第0327001号）厚生労働省老健局計画課長通知）に基づく評価）

ただし、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「小規模多機能型居宅介護」「看護小規模多機能居宅介護」を除く。

(認証要件)

第3条 評価機関の認証要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 法人格を有すること。

(2) 申請法人が、社会福祉法及び介護保険法に規定する福祉・保健サービス（社会福祉法第2条第3項第12号に規定する福祉サービス利用援助事業、同項第13号に規定する連絡又は助成を行う事業及び各種相談事業に係るサービスを除く。以下「福祉・保健サービス」という。）を提供していないこと。

(3) 申請法人の役員が、次の各号のいずれにも該当しないこと。

ア 福祉・保健サービス提供法人の役員又は福祉・保健サービスを提供する施設若しくは事業所（以

下「施設等」という。)の長若しくは管理者であること。ただし、申請法人が、地域福祉の推進を図ることを目的として設立された福祉・保健サービス利用者に係る権利擁護などの公益的な事業を実施している団体であり、公正に評価を実施できると鳥取県社会福祉・保健サービス評価推進委員会(以下「推進委員会」という。)が認める場合はこの限りでない。

イ 地域密着型サービスを提供する施設等の職員であること。(地域密着型サービス外部評価に限る。)

(4) 評価調査者を2名以上委嘱しており、その委嘱は、県が評価区分ごとに公表する評価調査者養成研修修了者名簿に登載されている者の中から行っていること。なお、既に他の評価機関と重ねて委嘱されている者については、当該評価機関の同意を得た上で、委嘱していること。

(5) 次の資料等を整備し、公開していること。

ア 所属する評価調査者一覧

イ 評価の内容、手法その他の評価の実施に関する規程

ウ 倫理及び守秘義務に関する規程

エ 評価料金表

オ 評価実績

(6) 評価を受審した施設等からの苦情等への対応体制を整備していること。

(7) 第11条の規定により認証を取り消された法人については、県が決定した再認証の条件を満たしていること。

(8) 認証の更新を行う日の属する年度の前年度から直近3か年度における評価件数(社会的養護関係施設に係る評価件数を含む。)が10件未満の場合にあっては、当該更新を行う年度内に更新時研修を受講していること。

(認証の申請)

第4条 認証の申請は、第2条に規定する評価区分ごとに、申請書(様式第1号)に必要な資料等を添付して行う。ただし、他の評価区分の申請時に提出した資料等は省略することができる。

(認証)

第5条 県は、前条に基づく申請書を受理したときは、推進委員会により審議を行い、第3条に規定する認証要件を満たす場合には、評価機関を認証する。

2 県は、前項の認証を行うに当たって条件を付することができる。

3 県は、認証すること又は認証しないことを決定するに当たり、申請法人に対し、必要に応じて聞き取りを行い、又は書類の提出を求めることができる。

4 県は、認証すること又は認証しないことを決定したときは、申請法人に対し、その旨を通知する。

(認証の有効期間)

第6条 認証の有効期間は3年間とする。

(認証の更新)

第7条 有効期間満了後引き続き評価機関として認証を受けようとするときは、有効期間満了の日の3月前までに、申請書(様式第2号)に必要な資料等を添付して認証の更新を申請しなければならない。

2 県は、前項の申請があったときは、推進委員会により審議を行い、次に掲げる要件を満たす場合には、これを認証する。

(1) 第3条に規定する認証要件を満たすこと。

(2) 現在の有効期間中に評価の実績を有すること。

(3) 次条の遵守状況等に鑑み適正な評価を行うことができると認められること。

3 第5条第2項から第4項までの規定は、認証の更新について準用する。

(評価機関が遵守すべき事項)

第8条 評価機関が評価を実施するに当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 評価機関は、評価以外の活動を通じて、評価を受審する施設等(以下「受審施設等」という。)と

次に掲げる関係にある場合には、当該受審施設等の評価を行わないこと。

ア 評価機関が、受審施設等又は受審施設等を所管する福祉・保健サービス提供法人の本部（以下「法人本部」という。）若しくは受審施設等以外の施設等（以下「同一法人施設等」という。）に対し、現在若しくは過去1年間に寄付若しくは会計事務委託などを行っている又は現在若しくは過去に経営コンサルタントを行っている。

イ 受審施設等を所管する福祉・保健サービス提供法人が、評価機関に対し、現在又は過去1年間に寄付又は経営コンサルタントなどを行っている。

(2) 評価機関は、評価機関の役員が、受審施設等と次に掲げる関係にある場合には、当該受審施設等の評価を行わないこと。なお、役員以外の会員及び顧問等については、この限りでない。

ア 評価機関の役員が、受審施設等又はその法人本部若しくは同一法人施設等の役員、職員又は利用者である。

ただし、推進委員会は、評価機関（第3条第3号アのただし書きに該当する法人に限る。）と福祉・保健サービス提供法人及び施設等の間に利害関係の存するおそれが実質的にないと認められる場合には、評価機関からの申し出により、本文の適用について特例の措置を講ずることができる。

イ 評価機関の役員の所属する福祉・保健サービス提供法人（第3条第3号アのただし書に該当する法人を除く。）が、次に掲げる区分において、受審施設等と同一のサービスを提供している。

(ア) 高齢者を対象とした福祉・保健サービス

(イ) 障がい者（児）を対象とした福祉・保健サービス

(ウ) (ア) 及び (イ) 以外を対象とした福祉・保健サービス

ウ 評価機関の役員の4親等以内の者に、受審施設等又はその法人本部若しくは同一法人施設等の役員、職員又は利用者がある。

エ 評価機関の役員が、受審施設等又はその法人本部若しくは同一法人施設等に対し、現在又は過去1年間に寄付又は会計事務委託などを行っている。

(3) 評価機関は、所属する評価調査者が、受審施設等と次に掲げる関係にある場合には、当該評価調査者以外の評価調査者により、当該受審施設等の評価を行うこと。

ア 評価調査者が、受審施設等又はその法人本部若しくは同一法人施設等の役員、職員又は利用者である。

イ 評価調査者が、福祉・保健サービス提供法人の役員又は施設等の長若しくは管理者であって、かつ次に掲げる関係にある。

(ア) 評価調査者の所属する福祉・保健サービス提供法人（以下「評価調査者所属法人」という。）と受審施設等とがともに高齢者を対象とした福祉・保健サービスを提供している。

(イ) 評価調査者所属法人と受審施設等とがともに障がい者（児）を対象とした福祉・保健サービスを提供している。

(ウ) 評価調査者所属法人と受審施設等とがともに (ア) 及び (イ) 以外を対象とした福祉・保健サービスを提供している。

ウ 評価調査者が、地域密着型サービスを提供する施設等の職員である。（地域密着型サービス外部評価に限る。）

エ 評価調査者の4親等以内の者に、受審施設等又はその法人本部若しくは同一法人施設等の役員、職員又は利用者がある。

オ 評価調査者が、受審施設等又はその法人本部若しくは同一法人施設等に対し、現在又は過去1年間に寄付又は会計事務委託などを行っている。

(4) 評価機関は、所属する評価調査者に、受審施設等と次に掲げる関係にある者がいる場合（前号イに掲げる場合を除く。）には、受審施設等に対する当該評価調査者の派遣人数を1名以内とすること。

ア 評価調査者所属法人と受審施設等とがともに高齢者を対象とした福祉・保健サービスを提供している。

イ 評価調査者所属法人と受審施設等とがともに障がい者（児）を対象とした福祉・保健サービスを提供している。

ウ 評価調査者所属法人と受審施設等とがともにア及びイ以外を対象とした福祉・保健サービスを提供している。

- (5) 評価は、県が別に定める鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関事務取扱要領に基づいて行うこと。
- (6) 同一施設等を連続して評価する場合には、評価調査者のうち少なくとも半数以上は連続にならないようにすること。
- (7) 事業の透明性を確保するため、次の各号に掲げる事項を、自己の管理するホームページに掲載すること。
- ア 評価機関として認証された日及び番号
 - イ 実施する評価の種類
 - ウ 第3条第5号に掲げる資料等
- (8) 役員、評価調査者及び事務局職員は、評価を実施する上で知り得た情報を、漏えいしてはならない。

(認証内容の変更)

第9条 認証を受けた評価機関は、申請書の記載事項又は添付書類の内容に変更が生じた場合は、変更の事由が発生した日から30日以内に、認証内容変更届(様式第3号)に必要な書類を添付し、県に届け出なければならない。

(認証の辞退)

第10条 認証を受けた評価機関は、認証の有効期間中であっても、認証辞退申請書(様式第4号)を県に提出し、認証を辞退することができる。

(認証の取消)

第11条 県は、認証した評価機関が次の各号のいずれかに該当する場合は、推進委員会の審議を経て、認証の取消しを行うことができる。

- (1) 第3条に規定する認証要件のいずれかが欠けた場合
- (2) 第5条第2項に規定する認証の条件を満たさない場合
- (3) 過去3年間評価実績がない場合
- (4) 第8条に規定する事項が遵守されない場合
- (5) 評価の信頼性を損なうおそれのある行為を行う等評価機関としてふさわしくないと判断した場合
- (6) 前条に規定する辞退申請書が提出された場合

2 県は、前項の規定に基づき評価機関の認証を取り消したときは、当該評価機関に対し、その旨を通知する。

(調査・報告)

第12条 県は、評価の適正な実施を目的として、適宜、評価機関及び評価の状況について調査を行い、又は評価機関に対し報告を求めることができる。

2 評価機関は、前項の調査に協力しなければならない。

(その他)

第13条 県は、この要綱に定めるもののほか、認証を行うに当たり必要な事項について、推進委員会の審議を経て、決定する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年11月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 6 月 13 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 19 年 1 月 26 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関認証要綱第 2 条の評価区分については、平成 19 年 3 月 31 日までは、認知症高齢者グループホーム外部評価（「指定痴呆対応型共同生活介護（痴呆性高齢者グループホーム）が提供するサービスの外部評価の実施について」（平成 14 年 7 月 26 日付老計発第 0726002 号厚生労働省老健局計画課長通知）に基づく評価）の評価区分とする。
- 3 平成 19 年 3 月 31 日まで認知症高齢者グループホーム外部評価に係る認証を受けている評価機関は、評価調査者養成研修修了者名簿の地域密着型サービス外部評価の評価区分に登録された評価調査者を 2 名以上委嘱しているときに限り、当該評価機関に所属する評価調査者名簿を県に提出することにより、地域密着型サービス外部評価に係る認証があったものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 20 年 5 月 29 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成 26 年 7 月 25 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 7 条の規定にかかわらず、平成 26 年 9 月 20 日までに認証の有効期間が満了する評価機関の認証の更新については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第 7 条第 2 項第 2 号及び改正後の第 11 条第 1 項第 3 号の規定は、当分の間、適用しない。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 28 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 30 年 8 月 22 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 31 年 3 月 25 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 2 年 7 月 13 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 3 年 月 日から施行する。

(以下、様式第 1 号～第 4 号 略)

子 発 0323 第 3 号
社 援 発 0323 第 30 号
令 和 4 年 3 月 23 日

各 都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長 殿
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について

「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」(以下「第三者評価指針」という。)を踏まえながら社会的養護関係施設(児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設をいう。以下同じ。)における第三者評価については、「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」(平成30年3月30日付子発第0330第8号、社援発第0330第42号(以下「社会的養護関係施設第三者評価通知」という。))により実施されているところである。

社会的養護関係施設の第三者評価基準については、社会的養護関係施設第三者評価通知に示すとおり、概ね3年毎に定期的に見直しを行うこととしているが、今般、前回の見直しから4年が経過することから、福祉サービス第三者評価事業の全国推進組織である全国社会福祉協議会(以下「全社協」という。)に設けられた「福祉サービスの質の向上推進委員会」に要請し、各施設における支援の質の向上の観点から当該基準の見直しの検討を行ったところである。

これを踏まえ、第三者評価基準の改定を行い、本通知により令和4年4月1日から適用することとしたので、第三者評価指針のほか下記の事項に留意の上、社会的養護関係施設の第三者評価の適切な実施にご配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

1. 第三者評価の趣旨

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第78条第1項により、「社会福祉事業

の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。」こととされており、これに基づき、福祉サービス第三者評価事業が実施されている。

福祉サービス第三者評価事業は、社会福祉事業の経営者が任意で第三者評価を受ける仕組みであるが、社会的養護関係施設については、子どもが施設を選ぶ仕組みではない措置制度等であり、また、施設長による親権代行等の規定があるほか、被虐待児が増加していること等により、施設運営の質の向上が必要である。このため、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）において、社会的養護関係施設については、「自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。」旨を定め、第三者評価の受審及び自己評価並びにそれらの結果の公表を義務づけている。

これらにより、社会的養護関係施設の第三者評価は、子どもの最善の利益の実現のために施設運営の質の向上を図ることを趣旨として実施されるものである。

2. 第三者評価及び自己評価の定期的な実施

- (1) 社会的養護関係施設は、第三者評価指針及び本通知に基づき、第三者評価を令和4年度から始まる3か年度毎に1回以上受審し、その結果の公表をしなければならない。
- (2) また、第三者評価基準の評価項目に沿って、毎年度、自己評価を行わなければならない。

3. 第三者評価の推進組織

① 全国推進組織（全社協）

全国推進組織である全社協は、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」による業務に加え、社会的養護関係施設第三者評価機関の認証に関すること、社会的養護関係施設についての第三者評価基準及び第三者評価の手法に関すること、第三者評価結果の取扱いに関すること、評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修に関すること、その他必要な業務を行う。

② 都道府県推進組織

第三者評価指針の別添1の「都道府県推進組織に関するガイドライン」による業務に加え、本通知に定める事項に係る業務を行うことができる。

4. 第三者評価基準

(1) 全国共通の第三者評価基準

社会的養護関係施設の第三者評価基準については、他の福祉サービスと同様に共通評価基準と施設種別独自の内容評価基準に分かれており、今般、別添1－1

から別添6-4までのとおり改定したところである。

共通評価基準は、都道府県社会的養育推進計画に関する内容を踏まえ、施設経営を取り巻く環境と経営状況の把握・分析、職員育成の意義、地域の福祉ニーズ等を把握するための取り組みに関する内容の加筆等を行い、改定した。自立援助ホームについては、平成22年に評価基準を策定後、初めての改定となるため、平成30年に改正された全施設種別の共通の第三者評価指針の別添3の「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」及び同通知の別添4の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける評価項目の判断基準に関するガイドライン」に合わせて評価項目の組み替え等の見直しを行ったほか、自立援助ホームは第2種社会福祉事業であることや児童の対象年齢を超えた者も入居している等の特性・実態を踏まえた言葉の置き換え、整理を行った。

また、内容評価基準については、子どもの権利擁護に関する項目の加筆や、評価基準の一部に2段階評価が用いられたものを3段階評価に修正する等の見直しを行った。自立援助ホームについては、利用者からの申し込みによる入居であり、他の施設種別と異なるため、入居者の年齢や実態を考慮した修正を行った。

(2) 都道府県独自の第三者評価基準

都道府県推進組織は、(1)にかかわらず、第三者評価指針の別添1の「都道府県推進組織に関するガイドライン」により、独自の第三者評価基準を定めることができる。この場合、社会的養護関係施設の施設運営指針に基づくとともに、(1)の全国共通の第三者評価基準に基づいて定めるものとする。

(3) 第三者評価基準の見直し

社会的養護関係施設の第三者評価基準については、3年に1回の第三者評価の受審を義務づけていることを踏まえ、その実施状況を見ながら、概ね3年毎に定期的に見直しを行うこととする。

5. 第三者評価機関

(1) 社会的養護関係施設第三者評価機関の認証

社会的養護関係施設第三者評価機関は、社会的養護関係施設の特質等を十分把握し、一定以上の評価実績を積むことが必要であるため、他の都道府県など広域で活動できることが適当である。

このため、社会的養護関係施設第三者評価機関については、全国共通の「社会的養護関係施設第三者評価機関」の認証を受けなければならないこととし、この認証は、次の要件により原則として全国推進組織が行い、全国において有効とする。

- ① 都道府県推進組織の認証を受けている第三者評価機関にあっては、全国推進組織である全国社会福祉協議会が実施する直近の社会的養護関係施設評価調査者養成研修又は継続研修を受講し、修了した評価調査者が在籍していること。
- ② ①以外の評価機関にあっては、第三者評価指針の別添2の「福祉サービス第三

者評価機関認証ガイドライン」に掲げる要件を満たすとともに、①の要件を満たしていること。

(2) 認証の有効期間と更新

当該認証の有効期間は、令和4年度から始まる3か年度毎の年度末日までの期間とする。

なお、認証の更新時には、令和4年度から始まる3か年度毎に6か所以上の社会的養護関係施設の評価を行うとともに、この3か年度毎に全国推進組織が行う研修を受講し修了した評価調査者が在籍し、適切な評価を行っていることを要件とする。

(3) 都道府県独自の認証

都道府県推進組織は、(1)にかかわらず、当該都道府県内において有効な社会的養護関係施設第三者評価機関の認証を行うことができる。

この場合は、第三者評価指針の別添2の「福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン」に基づき、都道府県推進組織が定める認証要件を満たすとともに、都道府県推進組織が実施する社会的養護関係施設評価調査者養成研修を受講し、修了した評価調査者が在籍していることとする。

なお、4(2)で独自の第三者評価基準を設けている都道府県推進組織において、特に必要と認める場合には、当該都道府県内の施設の第三者評価については、当該独自の認証を受けた社会的養護関係施設第三者評価機関でなければならない旨の取り扱いを設けることができる。

(4) 評価の実施等

社会的養護関係施設第三者評価機関が社会的養護関係施設の評価を行う場合には、1件の第三者評価に2名以上の評価調査者が一貫して担当するものとし、いずれの評価調査者も、直近の社会的養護施設評価調査者養成研修又は継続研修を受講し、修了していることが望ましいが、少なくとも1名は、これを受講し、修了している者でなければならない。

なお、社会的養護施設評価調査者養成研修を受講していない評価調査者についても、第三者評価指針の別添1の「都道府県推進組織に関するガイドライン」により都道府県推進組織が行う評価調査者養成研修を受講し、修了した者でなければならない。

社会的養護関係施設第三者評価機関は、毎年度、全国推進組織に対し第三者評価事業の実績等を報告し、また、全国推進組織が第三者評価事業の適正な実施を目的として行う調査等に協力するものとする。

6. 評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修

全国推進組織は、社会的養護関係施設評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を行う。

養成研修は、①社会的養護の現状と課題、②児童養護施設の現状と第三者評価、

③乳児院の現状と第三者評価、④児童心理治療施設の現状と第三者評価、⑤児童自立支援施設の現状と第三者評価、⑥母子生活支援施設の現状と第三者評価、⑦社会的養護関係施設の評価の手法のそれぞれについて、専門的知見を有する講師により、講義・演習を行うものとする。演習科目においては、社会的養護関係施設の第三者評価の実施に係る訪問調査や利用者調査等の実践事例等を組み入れるよう工夫を講ずること。

継続研修は、4.(3)による第三者評価基準の見直しに応じて講義・演習を行うものとする。

なお、都道府県推進組織においても、第三者評価指針の別添6の「評価調査者養成研修等モデルカリキュラム」を参考にして、上記の講義を加え、独自に行うことができるものとする。

7. 利用者調査の実施

社会的養護関係施設については、利用者の意向を把握することの重要性にかんがみ、第三者評価と併せて利用者調査を必ず実施するものとする。

その方法及び様式については、別添7-1から別添7-9までのとおりである。

8. 第三者評価結果の公表

(1) 社会的養護関係施設については、第三者評価機関が評価結果を全国推進組織及び都道府県推進組織に提出し、全国推進組織がその結果を公表するものとする。なお、これに併せて、都道府県推進組織においても公表することができる。

(2) 社会的養護関係施設の評価結果の公表は、原則として全国共通の公表様式とし、第三者評価機関名、評価調査者研修修了番号、事業者情報、理念・基本方針、施設の特徴的な取組、第三者評価の受審状況、総評、第三者評価結果に対する施設のコメント、第三者評価結果(すべての評価細目ごとのa, b, cの3段階評価、第三者評価機関の判定理由等のコメント)を記述して公表し、その様式は別添8-1から別添8-6までのとおりである。

なお、4(2)で独自の第三者評価基準を設けている都道府県推進組織においては、第三者評価指針の別添5の「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」に基づいて、独自の公表様式を定めて差し支えない。

9. 評価の質の向上のための取組

全国推進組織においては、第三者評価機関、学識経験者及び社会的養護関係施設の関係者の参画を得ながら、社会的養護関係施設に対する第三者評価の質の向上のための調査研究及び情報交換を行う組織を設ける。

10. 自己評価の実施

(1) 第三者評価を受審するに当たっては、あらかじめ、第三者評価基準に基づき、

自己評価を行うものとする。この場合の自己評価の方法は、受審する施設と第三者評価機関で協議し決定する。

(2) 第三者評価を受審しない年度の自己評価は、その方法を当該施設で決定の上、第三者評価基準に基づき行う。

1 1. ファミリーホーム及び自立援助ホームについての第三者評価

ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）及び自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）の第三者評価については、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）により、受審等の努力義務が規定されているところである。

ファミリーホーム及び自立援助ホームの第三者評価の実施については、社会的養護関係施設第三者評価機関が行うこととする。

1 2. 第三者評価の受審費用

社会的養護関係施設及びファミリーホーム、自立援助ホームの第三者評価の受審費用については、3年に1回に限り、1回31万4千円を上限に、措置費の第三者評価受審費加算を算定することができる。

福祉サービス第三者評価事業について

厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課

福祉サービス第三者事業について

(1) 制度上の位置づけ

福祉サービス第三者評価は、社会福祉法に定められている福祉サービスを対象に、任意の制度として、平成16年度から実施

- ※ 児童養護施設や乳児院等の社会的養護関係施設では、サービスの特性から、3年に1回の受審が義務づけ
- ※ 地域密着型サービスの「認知症対応型共同生活介護」と「小規模多機能型居宅介護」については、介護サービス外部評価制度の受審が義務づけ受審することで、福祉サービス第三者評価を受けたものと見なされる

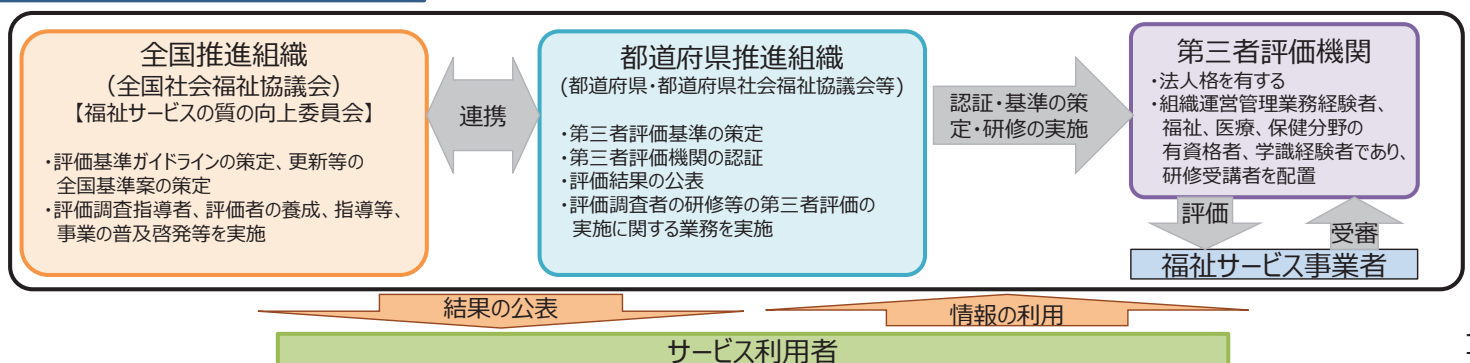
(2) 評価機関認証件数等（全国推進組織（全国社会福祉協議会）調べ、令和3年度末時点）

- ◇ 評価機関認証件数 406件
- ◇ 評価調査者養成数（研修終了者） 446名
- ◇ 評価調査者数（研修終了者） 15,543名

(3) 評価結果の活用状況

- ◇ 受審施設・事業所における第三者評価結果の活用は、自主性に委ねられている
- ◇ 第三者評価結果は、通知上、受審施設・事業所の同意に基づき評価機関が公表、さらに都道府県推進組織へ報告することとされている
- ◇ 報告を受けた都道府県推進組織は、評価結果を公表することとされている。また、地域住民等への評価結果の周知等に努めることとされている
- ◇ 第三者評価結果の公表内容は、特に評価の高い点や改善点を示した総評及び各評価項目についての3段階評価結果とその判定理由が標準であるが、各都道府県によりその内容は異なっている
- ◇ 受審施設・事業所自らが評価結果を公表することについては任意となっている
- ◇ 第三者評価を受審し、結果を公表している施設・事業所は措置費等の弾力運用や、監査の頻度緩和の要件とすることができる

第三者評価制度の仕組み



1 第三者評価の意義

事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公平・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業

2 第三者評価の目的

- 社会福祉法第78条第1項の趣旨を踏まえ、個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることを目的とするもの
- 利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること

【参照】社会福祉法

（福祉サービスの質の向上のための措置等）

第78条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない

2

規制改革推進会議における議論

介護保険内・外サービスの柔軟な組合せに関する意見（平成29年4月25日規制改革推進会議）

- 介護離職や介護苦を巡る事件が後を絶たない。今後、単身高齢者や認知症患者の一層の増加が見込まれ、また、介護保険財政は年々厳しさを増し、介護業界の人手不足は慢性化している。こうした中、将来の要介護状態への国民の不安感は強まる一方である。
- 未曾有の超高齢社会を迎えた我が国の国民が、要介護状態を過度に不安に思わず安心して介護制度を利用できるよう、利用者目線に立ち、介護サービスの質と利用者満足度の向上に向けて、次の4点を実現することが不可欠である。
 - ① 介護の「入口」で要介護者の状態を適切に評価して必要な介護サービスを判断し、十分に納得した上で施設や事業者を「選択できる仕組み」を整備すること。
 - ② 介護事業者の「質」を理解した上で、個々人のニーズに応じて保険内外の多様なサービスを柔軟に組み合わせ、自宅を希望する場合は自宅で介護を受けられるよう、在宅介護の限界点を高める方策を講じること。
 - ③ 施設介護が必要な場合は、経済力に応じた負担でニーズに合った施設を選べるようにすること。
 - ④ 介護サービスの利用者と介護従事者の両方の視点から、介護サービスの質の全体的な向上を図るため、事業者が公平な条件の下で切磋琢磨し、利用者にとって望ましい多様な介護サービスが提供される制度にすること。

～（中略）～

- 以上の考え方に立ち、要介護者と家族がニーズに合わせて保険内サービスと保険外サービスを柔軟に組み合わせられるようにし、さらには介護事業の効率化や介護職員の処遇改善につなげ、もって、介護サービスの質と利用者満足度が向上するように、以下に掲げる改革を早急に進めるべきである。

3

II 分野別実施事項

4. 医療・介護・保育分野

(2)個別実施事項

① 介護サービス利用者の選択に資する情報公表制度及び第三者評価の改善

	項目	実施時期	規制改革の内容
4	第三者評価受審促進に向けた具体的な数値目標の設定と支援等の実施	a: 平成29年度 検討・結論 b: 平成29年度措置	a: 第三者評価事業受審の意義等を明らかにした上で、事業類型別・都道府県別の福祉サービス第三者評価受審率の数値目標の設定及び公表に向けて、都道府県等の意見を踏まえつつ、検討し、結論を得る b: 各都道府県における第三者評価受審率等の公表を行う
5	第三者評価受審に係るインセンティブの強化	a,b: 平成29年度 検討・結論 平成30年度措置 c: 平成30年度措置	a: 第三者評価機関が第三者評価を行う場合、介護事業者が他の監査・評価等で提出した資料と同様のものを使うよう都道府県等を通じて促すなど介護事業者への負担を軽減することを検討し、結論を得る b: 第三者評価受審介護事業者に対して講じられる負担軽減策等の受審メリットを、都道府県等と連携の上、介護事業者に対して、分かりやすく示す c: 介護サービス情報公表システムにおいて、第三者評価の受審状況をより分かりやすく表示するとともに、介護事業者の同意に基づき、評価結果も分かるようにする

4

	項目	措置時期	内容
6	第三者評価の利用者選択情報としての位置付けの強化	a: 平成29年度措置 平成30年度から 義務化 b: 平成30年度措置	a: 契約締結時における介護事業者からの重要事項説明として、第三者評価の受審状況等の説明を義務化する b: 介護サービス情報公表システムにおいて、第三者評価の受審状況をより分かりやすく表示するとともに、介護事業者の同意に基づき、評価結果も分かるようにする(再掲)
7	第三者評価機関及び評価調査者の質の向上の推進	平成29年度 検討・結論	第三者評価機関・評価調査者の質の向上を図る観点から、既存の研修体系の在り方を見直すとともに、不適格な第三者評価機関(評価調査者)の退出ルールの在り方について検討し、結論を得る
8	高齢者福祉サービス版の評価基準の充実	措置済み	養護老人ホーム版、軽費老人ホーム版の内容評価基準を策定する
9	介護事業者向けの手引書等の作成	平成29年度 措置	介護事業者向けに、第三者評価の受け方・活かし方等についてまとめた手引書(書籍)やパンフレットを作成する

5

規制改革実施計画への対応状況について

① 介護サービス利用者の選択に資する情報公表制度及び第三者評価の改善

(4) 第三者評価受審促進に向けた具体的数値目標の設定と支援等の実施

a : 第三者評価事業受審の意義等を明らかにした上で、事業類型別・都道府県別の福祉サービス第三者評価受審率の数値目標の設定及び公表に向けて、都道府県等の意見を踏まえつつ、検討し、結論を得る
b : 各都道府県における第三者評価受審率等の公表を行う【a:平成29年度検討・結論 b:平成29年度措置】

- ⇒ a : 福祉サービス第三者評価の全国推進組織である全国社会福祉協議会に設置された有識者で構成する検討会や都道府県推進機関からのヒアリングの結果を踏まえ、都道府県推進機関ごとに受審目標を設定及び公表し、その実施状況を評価する仕組みに見直すべく、関連通知の改正を行った
- ⇒ b : 福祉サービス第三者評価の全国推進組織である全国社会福祉協議会のホームページにおいて、平成29年度中に都道府県・サービス別の受審件数及びサービス別受審率を公表した

規制改革実施計画への対応状況について

(5) 第三者評価受審に係るインセンティブの強化

a 第三者評価機関が第三者評価を行う場合、介護事業者が他の監査・評価等で提出した資料と同様のものを使うよう都道府県等を通じて促すなど介護事業者への負担を軽減することを検討し、結論を得る
b 第三者評価受審介護事業者に対して講じられる負担軽減策等の受審メリットを、都道府県等と連携の上、介護事業者に対して、分かりやすく示す
c 介護サービス情報公表システムにおいて、第三者評価の受審状況をより分かりやすく表示するとともに、介護事業者の同意に基づき、評価結果も分かるようにする【a:b:平成29年度検討・結論、平成30年度措置 c:平成30年度措置】

- ⇒ a 及び b : 福祉サービス第三者評価の全国推進組織である全国社会福祉協議会に設置された有識者で構成する検討会や都道府県推進機関からのヒアリングの結果を踏まえ、
- 受審事業所から提出を求める書類の既存資料の活用等や関係制度で課される義務等の軽減の着実な実施により負担を軽減するとともに、
 - 自己評価を通じた介護サービスの評価の体験学習の場の開催や法人指導監査時の監査周期の延長も教示した上での本制度の推奨その他地域の実情に応じた取組を進めるべく、関連通知を行った
- ⇒ c : 介護サービス情報公表システムについては、「第三者評価の受審状況」に関する項目をわかりやすく表示し、事業者の同意に基づき、評価結果の総評等を掲載すべく、平成30年度においてシステム改修を実施した

規制改革実施計画への対応状況について

（6）第三者評価の利用者選択情報としての位置付けの強化

- a 契約締結時における介護事業者からの重要事項説明として、第三者評価の受審状況等の説明を義務化する。
 - b 介護サービス情報公表システムにおいて、第三者評価の受審状況をより分かりやすく表示するとともに、介護事業者の同意に基づき、評価結果も分かるようにする（再掲）
- 【a:平成29年度措置、義務化は平成30年度から実施 b:平成30年度措置】

⇒ a：福祉サービス第三者評価の評価対象である介護事業者は、サービス提供の開始にあたって、あらかじめ、利用申込者等に対して「福祉サービス第三者評価の実施の有無」等をサービスの選択に資すると認められる重要事項として説明するよう見直すべく、関連通知の改正を行った

⇒ b：（5）のcと同様

（7）第三者評価機関及び評価調査者の質の向上の推進

第三者評価機関・評価調査者の質の向上を図る観点から、既存の研修体系の在り方を見直すとともに、不適格な第三者評価機関（評価調査者）の退出ルールの在り方について検討し、結論を得る【平成29年度検討・結論】

⇒ 第三者評価機関の認証の更新時に、直近の社会福祉制度の改正内容や、評価を行う上で分野ごとに留意すべきポイント等に関する「更新時研修」を新たに創設するとともに、評価機関において直近3か年度の評価件数が一定数以下の場合には当該研修を必ず受講しなければならない（当該研修を受講しない場合は、第三者評価機関としての認証を更新しない）仕組に見直しを行うべく、平成30年度中に通知を発出した

「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」の一部改正について（平成30年3月26日付け通知）

1. 改正の背景

- 福祉サービスの第三者評価事業については、着実に実施されてきているところであるが、少子高齢化や国民の福祉ニーズの高度化・多様化を踏まえ、福祉サービス利用者が増加の一途を辿る中で、本事業の更なる推進を図っていくことが必要
- 他方、「規制改革実施計画」（平成29年6月9日閣議決定）においては、福祉サービス利用者の選択に資する情報提供の充実を図る観点から、
 - 第三者評価受審促進に向けた具体的数値目標の設定と支援等の実施
 - 第三者評価受審に係るインセンティブの強化
 - 第三者評価の利用者選択情報としての位置付けの強化
 - 第三者評価機関及び評価調査者の質の向上の推進といった規制改革に取り組むべきことが指摘
- これらを踏まえ、評価の質の向上を図りつつ、一層の受審促進が図られるよう、指針の一部改正を行った

2. 改正のポイント

規制改革実施計画の内容	改正内容	施行時期
受審促進に向けた数値目標の設定等	<ul style="list-style-type: none">○ 都道府県推進組織は、受審目標を設定及び公表○ 都道府県推進組織は、受審率等の実施状況进行评估	平成30年 4月1日
受審に係るインセンティブの強化	<ul style="list-style-type: none">○ 受審事業所から提出を求める書類については、既存資料の活用等により、その負担を軽減	
第三者評価の利用者選択情報としての位置付けの強化	<ul style="list-style-type: none">○ 第三者評価事業の目的に、利用者の適切なサービス選択に資するものであることを明記	
第三者評価機関及び評価調査者の質の向上の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 第三者評価機関の認証は更新制であることの明確化○ 更新時研修及びそのモデルカリキュラムを創設○ 直近3か年度の評価件数が10件未満の場合は上記研修を必ず受講	平成31年 4月1日 9

福祉サービス第三者評価事業のあり方に関する検討会

目的

- 2001(平成13)年に創設された福祉サービス第三者評価事業は、創設から20年以上が経過し、さまざまな課題が顕在化
- 課題は、次の5つに分類
 - ① 事業の目的・意義と現行の運用の乖離、② 社会福祉施設・事業者数の増加に反して受審率が低下
 - ③ 事業を推進する都道府県において機能低下・体制縮小等の脆弱化が見られる、④ 評価機関が第三者評価事業を安定的に運営できる仕組みとなっていない
 - ⑤ 評価結果の公表が利用者のサービス選択に資するような、わかりやすいものとなっていない
- 事業存続のためには、これらの課題を整理し改善していくことが重要との考えの下、全国社会福祉協議会において「福祉サービス第三者評価事業のあり方に関する検討会」を設置

検討会

【主催】全国社会福祉協議会

【委員】(敬称略) ◎座長

- ◎柏女 霊峰 (淑徳大学教授)
- 関川 芳孝 (大阪府立大学教授)
- 新津 ふみ子 (全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会代表)
- 柴崎 順三 (全国乳児福祉協議会副会長)
- 湯川 智美 (全国社会福祉法人経営者協議会 研修委員長)
- 久木元 司 (社会福祉法人常磐会 理事長)
- 右京 昌久 (岩手県社会福祉協議会運営適正化委員会 事務局長)
- 鈴木 広幸 (愛知県社会福祉協議会福祉サービス利用支援センター所長)
- 笹尾 勝 (全国社会福祉協議会常務理事)

【検討経過】

- 2021(令和3)年
 - 8月10日 第1回(福祉サービス第三者評価事業の現状と課題)
 - 10月6日 第2回(福祉サービス第三者評価事業の今後に向けた検討課題(論点))
 - 11月2日 第3回(今後に向けた検討課題(論点))
 - 12月10日 第4回(他分野第三者評価についてヒアリング)
 - 12月27日 第5回(報告書(案)について)
- 2022(令和4)年
 - 1月25日 第6回(報告書(案)について)
 - 2月21日 第7回(報告書(案)について)

報告書概要

7回の検討会を経てまとめられた報告書では、検討すべき事項として以下の課題が整理された

- 1 福祉サービス第三者評価事業の意義・目的の再整理**
 - ① 「利用者の選択」、「利用者の権利実現」、「福祉サービスの質の向上」の3つの目的について検討することが必要
 - ② 行政措置的な色合いが強い社会的養護関連施設等に対する「第三者評価」と「福祉サービス第三者評価事業」との関係を整理することが必要
- 2 「ナショナルセンター(仮称)」の設置に向けた検討**
都道府県推進組織について、都道府県間で体制の格差が著しいことから、体制が脆弱な県に代わって第三者評価事業を推進できるよう「ナショナルセンター(仮称)」の設置について検討する必要がある
- 3 評価機関を存続させるためのビジネスモデルの検討**
標準的な受審料や評価調査者が継続して評価を行うことを可能にするためのビジネスモデルを検討する必要がある
- 4 社会福祉施設・事業者の選択による評価の仕組みの導入に関する検討**
評価基準を選択して受審できるような仕組みの検討が必要
- 5 利用者の選択に資するための公表への改善**
社会福祉施設等の現状や特性、サービス等の改善等評価内容について、利用者にわかりやすい公表方法の検討が必要 10

運営適正化委員会事業のあり方に関する検討会

目的

- 制度創設以降、運営適正化委員会は、「福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)の運営監視」と「苦情解決」という2つの事業を行い、利用者の権利擁護に寄与してきた。
- しかし制度創設から20年以上が経過し、福祉サービスの利用と提供等の運営適正化委員会を取り巻く状況が大きく変化しているにもかかわらず、これまで運営適正化委員会事業についての見直しは一度も行われてこなかった。
- 今後も福祉サービス利用者が増大することが見込まれるなかで、運営適正化委員会事業の今後のあり方を整理し、利用者保護の役割をいっそう果たしていけるよう、本検討会でその方策を検討し、提言する。

検討会

【主催】全国社会福祉協議会

【委員】(敬称略) ◎座長

- ◎平野 方紹 (立教大学)
- 平田 厚 (明治大学法科大学院教授・弁護士)
- 朝日 雅也 (埼玉県立大学教授)
- 品川 卓正 (全国救護施設協議会 副会長)
- 油谷 佳典 (全国社会福祉法人経営者協議会・障害福祉事業経営委員会 副委員長)
- 右京 昌久 (岩手県社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会 事務局長)
- 尾崎百合香 (東京都社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会 事務局)
- 笹尾 勝 (全国社会福祉協議会常務理事)

【検討経過】

- 令和4年6月 2日 第1回検討会(現状と課題について)
- 8月24日 第2回検討会(実際の業務についてヒアリング)
- 11月14日 第3回検討会(相談受付体制の状況等についてヒアリング、今後のあり方を検討するための中間整理)
- 12月12日 第4回検討会(利用者・関係団体ヒアリング)
- 令和5年1月16日 第5回検討会(今後のあり方について)
- 2月15日 第6回検討会(報告書(素案)について)
- 3月10日 第7回検討会(報告書(案)について)
- 3月27日 第8回検討会(報告書(案)について)

報告書概要

8回の検討会を経てまとめられた報告書では、検討すべき事項として以下の課題が整理された

- 1 「苦情解決」と「運営監視」の機能の強化**
 - ① 事務局体制の強化(ソーシャルワークの専門性のある職員の配置)
 - ② 苦情のつなぎ先のない事業(社会福祉事業に該当しない福祉サービス)の相談窓口の整理
 - ③ 事業者等の責任を迫及する苦情は、認可・指定権者である行政が対応
- 2 運営適正化委員会は「福祉サービスの質の向上の促進に資する」ことを法令に明記**
- 3 行政の責務の明確化(認可・指定権者としての責務の法令への明記)**
 - ① 市町村等が認可・指定権者となっている事業は市町村等が指導を行うことの明確化
 - ② 運営適正化委員会は認可・指定権者に「通報」することを法令上明記
- 4 運営適正化委員会の名称変更(苦情解決制度において、委員会が担う役割や機能が分かりやすい名称)**
- 5 「相談窓口」(利用者保護の仕組み)の再整理(利用者にもわかりやすい仕組みとして再整理)** 11

1 事業の目的

- 社会福祉基礎構造改革により、「福祉サービス第三者評価事業」、「運営適正化委員会事業」が創設されて20年以上経過し、さまざまな課題が生じている。これらの事業の存続及び安定した運営を図るため、制度見直しの検討が必要
- 令和3年度に「福祉サービス第三者評価事業のあり方に関する検討会」が全国社会福祉協議会（全社協）において設置され、課題及び改善の方向性についての報告書を公表
- また、運営適正化委員会についても、令和4年度に「運営適正化委員会事業のあり方に関する検討会」が全社協に設置され、同検討会での議論を踏まえ、運営適正化委員会事業の課題及び改善の方向性が報告書にまとめられて公表された
- これら2つの検討会で議論されて、報告書としてまとめられた「課題」及び「改善の方向性」を改めて精査し、社会福祉施設で提供されるサービスの質の向上に必要な課題について整理したうえで、改善策を検討する

2 事業スキーム・実施主体等

事業スキーム

全国社会福祉協議会

福祉サービス第三者評価事業のあり方に関する検討会報告書（R4.3）

運営適正化委員会事業のあり方に関する検討会報告書（R5.3年度末（予定））



委託事業者

有識者等による検討委員会

- ① 各報告書で提言された課題を精査（各課題について検討の要不要を整理）
- ② ①で絞り込んだ課題について改善策を検討
- ③ 改善が必要な課題及びその改善策について報告書にとりまとめ

実施主体：国（公募により委託）

福祉サービス第三者評価事業の実施状況と令和6年度の取り組み

- I 福祉サービス第三者評価事業
- II 福祉サービス第三者評価に関する動向等
- III 福祉サービス第三者評価の実施状況
- IV 令和6年度全国推進組織の取り組み

令和6年6月

全国社会福祉協議会政策企画部

I 福祉サービス第三者評価事業①

■福祉サービス第三者評価とは・・・

福祉施設・事業所でのよりよい福祉サービスの実現に向けて、公正・中立な第三者評価機関が専門的・客観的立場から福祉サービスの現状について評価を行う仕組み。

- 福祉施設・事業所の福祉サービスの質の向上を図ることを目的としている。
※行政監査（最低基準を満たしているかを確認）との相違
- 評価結果を公表することで、利用者・家族の福祉サービスに関する情報源の一つとなる。
- ◆ 第三者評価受審のプロセスや評価結果の活用が、福祉施設・事業所における福祉サービスの質の向上・改善に向けた取組につながる。
- ◆ 福祉施設・事業所が、利用者・家族や地域社会に対して、福祉サービスの質の向上に、主体的・継続的に取り組んでいることを発信することができ、福祉施設・事業所への信頼と高めることにつながる。

- 福祉サービスの具体的な改善点を明らかにし、質の向上に結びつける。
- 施設・事業所の福祉サービスの質に関わる取り組みや、成果（よいところ）などを明らかにする。
- 利用者の適切な福祉サービスの選択に資する情報となる。
- 利用者や家族、地域への説明責任を果たし、信頼を高める。

I 福祉サービス第三者評価事業②

1. 福祉サービス第三者評価事業の目的

(1) 第三者評価事業の法的位置づけ

社会福祉法

(福祉サービスの質の向上のための措置等)

第78条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立つて良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

- 2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

I 福祉サービス第三者評価事業③

(2) 第三者評価事業の目的

「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」

(厚生労働省 子ども家庭局、社会・援護局、老健局長連名通知、平成30年3月26日)

1 福祉サービス第三者評価事業の目的等について

(1) 経営者の責務及び福祉サービス第三者評価事業の位置付け

(略)

社会福祉事業の経営者が福祉サービス第三者評価を受けることは、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置の一環であること。したがって、福祉サービス第三者評価事業は、一義的には社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するための事業であること。

(2) 福祉サービス第三者評価事業の目的

福祉サービス第三者評価事業は、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることを目的とするものであること。

なお、福祉サービス第三者評価を受けた結果が公表されることにより、結果として利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること。

I 福祉サービス第三者評価事業④

2. 第三者評価事業の必要性

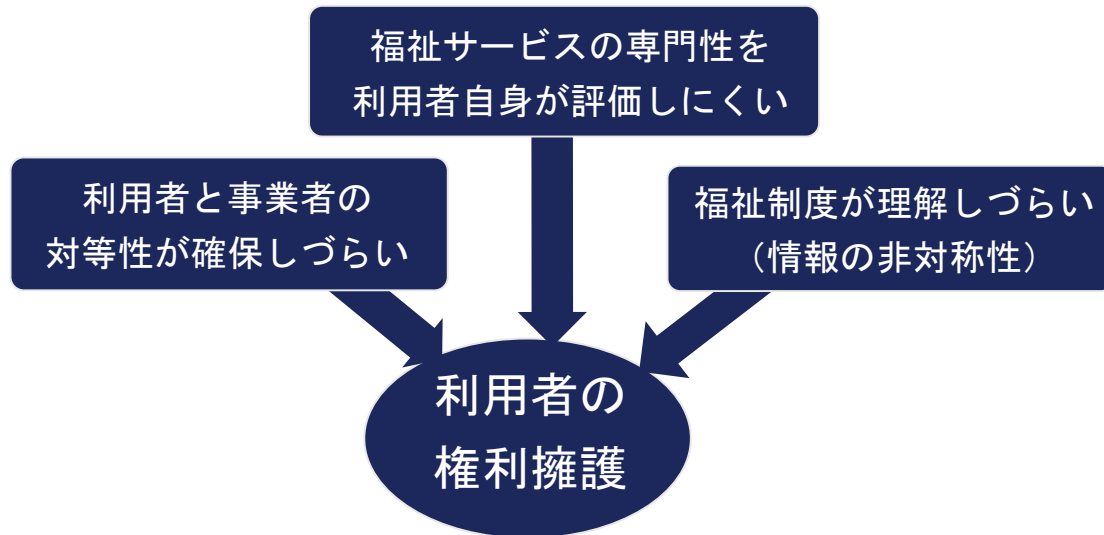
(1) 福祉サービスの質の向上

福祉サービスの質の向上・改善への取組

⇒ 継続的に福祉サービスの質の向上・改善に取り組む組織づくり

(2) 利用者の権利擁護

福祉サービスについては、「福祉サービスの専門性を利用者自身が評価しにくいこと」「利用者と事業者の対等性が確保しづらいこと」「福祉制度が理解しづらいこと」などが課題とされている。



I 福祉サービス第三者評価事業⑤

3. 第三者評価事業の仕組み

(1) 第三者評価事業の指針とガイドライン

○国は、福祉サービスの質の向上を支援するため、第三者評価事業の普及促進等について、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」を都道府県に示している。

※「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」

(厚生労働省 子ども家庭局、社会・援護局、老健局長連名通知、平成30年3月26日)

【福祉サービス第三者評価事業に関する指針】

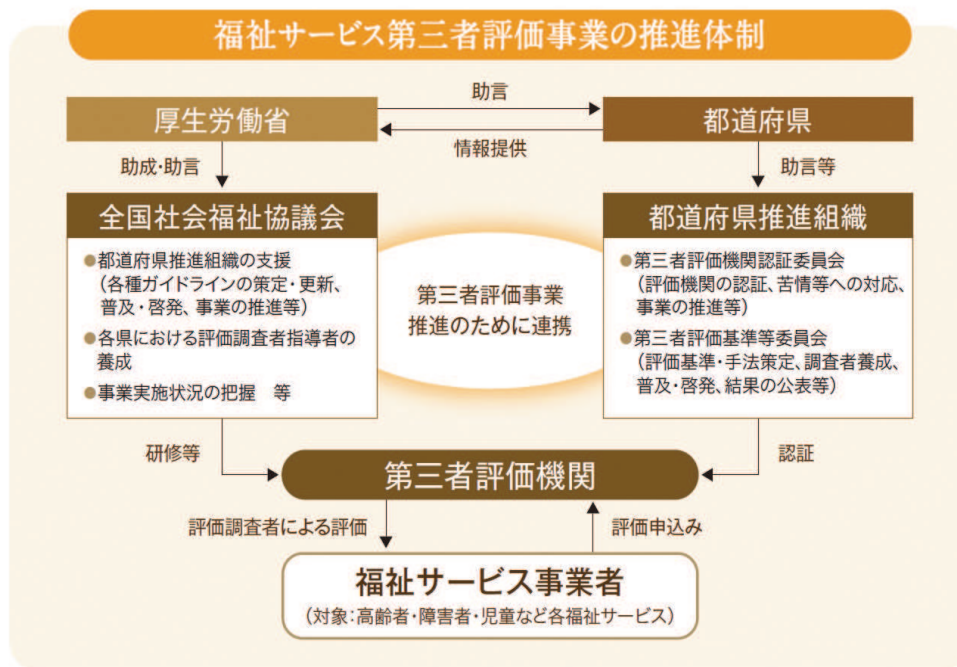
- ① 都道府県推進組織に関するガイドライン
- ② 評価機関認証ガイドライン
- ③ 評価基準ガイドライン
- ④ 各評価項目の判断基準ガイドライン
- ⑤ 評価結果の公表ガイドライン
- ⑥ 評価調査者養成研修等モデルカリキュラム

○全国推進組織（全国社会福祉協議会）は、上記の各種ガイドライン、モデルカリキュラム等の策定・更新の検討や都道府県推進組織の支援を行っている。

I 福祉サービス第三者評価事業⑥

(2) 都道府県における第三者評価事業の推進

- 第三者評価事業は、国が示した指針をもとに、都道府県が実施する事業で、各都道府県が推進組織を設置し、第三者評価事業を推進。
- 国の指針・各種ガイドラインにもとづき、都道府県推進組織において、評価基準の策定、評価調査者の養成、評価機関の認証、評価手法の策定、評価結果の公表を行っている。



I 福祉サービス第三者評価⑦

(3) 各分野における第三者評価事業の位置づけ等

	高齢者・介護	障害者・児	保育所	社会的養護
受審	任意 ※地域密着型サービスは外部評価受審が義務化→令和3年度より外部評価と運営推進会議による評価の選択制に	任意	努力義務 ※子ども・子育て支援新制度の施行に伴い努力義務化	義務 (3か年度に1回以上) ※「設備及び運営に関する基準」
受審率目標等	高齢者福祉サービス全体の数値目標に加えて、養護老人ホームや特養等のサービス区分ごとの数値目標を設定する	障害福祉サービス全体の数値目標に加えて、サービス区分ごとの数値目標を設定する	平成27年度～31年度末までの5年間ですべての事業者で受審・公表を行うことを目標とする (日本再興戦略2015)	全施設 (児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設)
費用の補助	無	無	5年に1度の受審が可能となるよう受審料の半額程度を公定価格の加算 (上限15万円) として補助	3年に1回に限り、31万4千円を上限に措置費の第三者評価受審費加算を算定できる
昨今の動き	「規制改革実施計画 (平成29年6月9日閣議決定)」で、介護分野における利用者の選択に資する情報の提供という観点から改善すべき事項が指摘されたことを受け通知発出	・左記の高齢者分野での対応に即して同様の通知を発出 ・令和3年度報酬改定において、就労継続支援A型の基本報酬にスコア方式が導入。スコア評価の1つとして「前年度末日から過去3年以内の第三者評価の受審状況」が盛り込まれる	・保育所における自己評価ガイドライン改訂 (令和2年3月)	第3期受審期の1年延長 (新型コロナウイルスへの対応) 第4期 (令和4年度～) にあたり評価基準が改定 (令和4年3月23日付)
情報公表制度等	有 ※WAMNETを活用した公表 ※第三者評価の受審状況に関する項目についてシステム改修	有 ※WAMNETを活用した公表 (平成30年9月から)	各都道府県知事は、子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設等の提供する教育・保育の内容、当該施設等の運営状況に関する情報を公表	第三者評価結果、毎年度の自己評価結果を公表しなければならない

(4) 各分野の評価基準ガイドラインの策定状況

分野	事業種別	策定・改定時期
高齢者	特別養護老人ホーム、通所介護、訪問介護	平成25年3月通知 →平成29年3月通知（改定） 令和2年3月31日通知（改定）
	養護老人ホーム、軽費老人ホーム	平成29年3月通知 ⇒令和2年3月31日通知（改定）
障害児者	障害者・児施設	平成17年3月通知 →平成29年2月通知（改定） ⇒令和2年3月31日通知（改定）
子ども・子育て	保育所	平成17年5月通知 →平成23年3月通知（改定） →平成28年3月通知（改定） ⇒令和2年4月1日通知（改定）
	児童館	平成18年8月通知 ⇒令和2年9月3日（改定）
	放課後児童クラブ	令和3年3月29日通知
社会的養護関係施設	児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設	平成17年3月通知 →平成24年3月通知 →平成27年2月通知（改定） →平成30年3月30日通知（改定） ⇒令和4年3月23日通知（改定）
	児童心理治療施設、児童自立支援施設	平成19年6月通知 →平成24年3月通知 →平成27年2月通知（改定） →平成30年3月30日通知（改定） ⇒令和4年3月23日通知（改定）
	小規模住居型児童養育事業	平成22年3月通知
	児童自立生活援助事業	平成22年3月通知 ⇒令和4年3月23日通知（改定）
厚生事業	婦人保護施設	平成18年6月通知
	救護施設	平成30年9月20日通知

II 福祉サービス第三者評価に関する動向等①

(1) 保育所

①「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」とりまとめ

（厚生労働省：令和3年12月20日）

- 本検討会では、①人口減少地域における保育所の在り方、②多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援、③保育所・保育士等による地域の子育て支援、④保育士の確保・資質向上の4つの論点について議論が行われた。

(4) 保育士の確保・資質向上等

②中長期的な課題として検討すべきもの又は今後の方向性に関する者

ii) 保育士等の資質向上

- 保育所における自己評価、第三者評価については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準により、前者は義務化、後者は努力義務化がなされているところであるが、一定の保育所においては実施されておらず、また、評価結果の公表が進んでいない現状がある。
- 特に第三者評価については、実施に当たり、その評価が保育所における保育実践の振り返りと見直し・改善といった、保育の質の向上に結びついていないという指摘があるなど、必ずしも取組の効果が有効に発現しているとは言えないと考えられる。
- また、保育の質の向上を図るとともに、今後保育所がより地域に開かれたものとなっていく上で、保護者や地域の多様な関係者が評価に関わり、保育所と対話を重ね 互いに子どもや保育について様々な気づきを得ることや、理解を深め、地域に根ざした保育所としていくことも重要である。
- こうした状況を踏まえ、自己評価（関係者の関与を含む）、第三者評価の実施及び公表が効果的に行われるための方策について、実態を把握した上で、その改善策について検討すべきである。

Ⅱ 福祉サービス第三者評価に関する動向等②

②規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）

＜人への投資＞

（7）保育士及び保育所の在り方（保育の質の向上）

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
14	保育士及び保育所の在り方（保育の質の向上）	a 略 b 保育所等に対する第三者評価の実施状況には地域差があることから、厚生労働省は、第三者評価の実施に当たっての現場レベルでの課題について把握・分析を行った上で、効果的な第三者評価が全国的に行われるよう、都道府県等による指導監査と異なり保育の質を一層高めるために行われるといった制度の意義や位置付けの周知を含め、必要な措置を講ずる。	a：略 b：令和4年度検討、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省



○「令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業」において「保育所等における第三者評価、自己評価の実施及び活用に関する調査研究」を実施（全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会が受託。令和5年3月報告書とりまとめ）

○報告書では、今後の課題として、①自己評価ガイドラインに基づく自己評価のあり方の周知、②自己評価、第三者評価、指導監査の関連性の整理、③評価機関による評価方法と事後フォローの検討があげられている。

第三者評価制度の今後の対応について

こども家庭庁資料

令和4年度調査研究事業の結果概要

- 保育所等に対する第三者評価制度については、実施状況に地域差があることから、令和4年度の厚生労働省の調査研究事業において、第三者評価の実施に当たっての現場レベルでの課題、実施状況等の実態を把握し、更なる活用促進や保育の質の改善につながるような実効性を高めるための方策を検討した。
- 報告書では、下記3点が今後の課題として挙げられた。
 - 自己評価と第三者評価、指導監査それぞれの特性や関連性の整理が課題**
 - それぞれに目的が異なり、補完しながら行うことが必要。特に、保育実践の評価については、第三者評価は自己評価と比べ、具体的な改善の視点を獲得する面で十分とは言えず、補完的に行うことを意識する必要。
 - 指導監査が保育内容についての指導等も行う自治体も増えてきているため、今後、第三者評価が、より質を高めることが出来るようにするための改善も必要。
 - 評価機関による事後フォローの検討が必要**
 - 評価機関ごとに異なる事後フォローの考え方や取組について、評価機関同士で共有し、その在り方について検討することや、評価後の改善を園と寄り添いながらフォローする仕組み等の検討も必要。
 - 自己評価ガイドラインに基づく自己評価の考え方や方法についての理解が不十分**
 - 保育内容等について、保育士等の職員の自己評価を保育所等の自己評価につなげていくための振り返りや改善のための取組が重要であることなど、自己評価の考え方や方法について保育所に改めて周知が必要。
 - 自己評価、第三者評価、指導監査のそれぞれの制度の意義や位置づけが理解されるよう、自己評価の考え方について自治体担当者、評価機関へのさらなる周知が必要。
- こうした課題を踏まえた対応の検討を含め、**更なる保育の質の確保・向上に繋がる第三者評価制度の在り方について、見直しや再検討が必要**があると提言されている。

対応の方向性

- 上記調査研究を踏まえ、効果的な第三者評価制度が全国的に行われるよう、例えば指導監査と併せて保育の質を一層高めるために行われるべきものであるといった**制度の意義や位置付けの周知を行う**。
- 更に、第三者評価制度において、**国際的に活用されている保育のプロセスの質評価の方法等を踏まえた指標を導入することについて、令和5年度の調査研究事業において検討**する。
その際、国立教育政策研究所幼児教育研究センターによる研究において開発が進められている、幼児教育におけるプロセスの質評価に関する指標等を参考とすることが考えられる。

2 福祉サービス第三者評価に関する動向等③

③ 「保育所等の第三者評価における保育実践の評価の在り方に関する研究会」 (令和5年度こども家庭庁調査研究事業)

- 令和5年度には、こども家庭庁が「保育所等の第三者評価における保育実践の評価の在り方に関する研究会」を実施（㈱船井総研が受託）。
- 内容としては、国立教育研究所 幼児教育研究センターが策定研究している「幼児教育における保育実践の質評価スケール案」を活用し、保育の実践面（プロセスの質）に焦点を置いた指標の活用可能性や活用の際の留意点を整理することを目的としている。

⇒ 令和6年3月に「保育所等の第三者評価における保育実践の評価の在り方に関する調査研究」報告書とりまとめ。

2 福祉サービス第三者評価に関する動向等④

(2) 社会的養護関係施設

①第4期（令和4年度～令和6年度）

- ・児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム版の評価基準が改定（令和4年3月23日付）

- ・認証の更新時には、令和4年度から始まる3か年度毎に6か所以上の社会的養護関係施設の評価を行っていること等が要件。

※第3期受審期までは10か所以上であった要件から変更

②第5期（令和7年度～令和9年度）

- ・児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設の評価基準を改定予定

2 福祉サービス第三者評価に関する動向等⑤

(3) 放課後児童クラブ

○社会保障審議会 児童部会 放課後児童対策に関する専門委員会 中間とりまとめ（平成30年7月27日）において、放課後児童クラブの質の確保にあたって、第三者評価の実施は重要な視点であると指摘

○平成30年度、令和元・2年度調査研究事業（実施主体：三菱UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社）において、基準案を策定

○令和3年3月29日に放課後児童健全育成事業における第三者評価基準ガイドラインが通知

○令和3年度予算において、放課後児童クラブが第三者評価を受審した場合の加算を創設

⇒1事業所あたり30万円（3年に1度）：子ども・子育て支援交付金

放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業

こども家庭庁資料

（子ども・子育て支援交付金 令和6年度予算額：1,223億円の内数）

1. 事業目的

- 放課後児童健全育成事業を行う者における第三者評価の受審を推進するため、当該評価の受審に必要な費用を補助することにより、放課後児童健全育成事業の質の向上を図り、児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、次世代を担う児童の健全な育成に資することを目的とする。

2. 事業内容

- 放課後児童健全育成事業を行う者が「放課後児童健全育成事業における第三者評価基準ガイドラインについて」（令和3年3月29日厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長連名通知）等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者評価機関による評価（市町村が委託等により行わせるものも含む。）を受審するために必要となる費用を補助する。

なお、受審結果についてはホームページ等により広く公表すること。

※ 評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表（評価機関からの評価結果の提示が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。）が行われることが確認できる場合に本事業の対象となること。

※ 第三者評価の受審は3年に一度程度を想定しており、同一の放課後児童健全育成事業を行う者に対しては、当該補助を行った年度から3年度間は再度の補助は行えないこと。

3. 実施主体

- 市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）とする。
- ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

4. 補助率

- 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

5. 令和6年度補助基準額

- 1クラブ当たり年額 300千円
※ 本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

(4) 障害福祉分野

○障害福祉サービス等報酬改定（就労継続支援 A 型）

- ・令和3年度に、基本報酬の算定に係る実績について、「1日の平均労働時間」に加え、「生産活動」「多様な働き方」「支援力向上」及び「地域連携活動」の5つの観点からなる各評価項目の総合評価をもって実績とする方式（スコア方式）に見直された。
- ・「支援力向上」の指標に、「過去3年以内の福祉サービス第三者評価を受審しており、結果を公表していること」が盛り込まれた。

○「『障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて』～社会保障審議会障害者部会報告書～」(令和4年6月13日)において、障害福祉サービス等の質の確保・向上のため、「サービスごとの特性を踏まえつつ、多様な主体による自己評価や外部評価など、それぞれのサービスに適した評価の仕組みを検討する」ことが必要とされた

⇒介護分野の運営推進会議を参考とした新たな評価の仕組みについて検討

⇒令和4年度障害者総合福祉推進事業において「障害福祉サービス等の質の評価のための基準等の作成に関する研究」を実施

⇒グループホーム等において、地域連携推進会議を設置し、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れる取り組みを義務づけ

＜運営基準に規定。ただし、令和6年度は努力義務とし、令和7年度から義務化＞

厚生労働省資料

障害福祉サービス等の評価のための基準等の作成に関する研究事業報告書(抄) (令和4年度障害者総合福祉推進事業)

3. 考察

本章では、検討委員会におけるヒアリング、議論を通じて明らかになった施設等の運営の透明性の確保・サービス質の確保等における今後の課題等について言及する。

(1) 地域連携推進会議の導入による質の評価の実施可否

地域連携推進会議を導入することにより、施設等に外部の目が入ることで、サービスの透明性を図り、質を確保することには期待出来る一方、質を評価することは困難である。このため、本事業においては、質の評価を目的とせず、施設等運営等に外部の目を入れることで質の確保を行うこととしたが、質の評価については、今後更なる議論が必要と考えられる。

(2) 地域連携推進会議の導入以外の質の確保方策

前述のとおり、**地域連携推進会議は質の評価を目的とはしておらず、質の確保を目的の一つ**としているが、質の確保を行う手段として、例えば、人員体制を手厚くする、管理者にも研修を必須とするなど、様々な手段がある。地域連携推進会議の導入以外の質の確保のための手法については、質の評価とあわせて今後、改めて議論する機会が望まれる。

(3) 地域連携推進会議の手引きの活用

本事業においては、学識経験者、現場有識者等で組成した検討会における議論を踏まえ、地域連携推進会議の手引きを作成した。しかし、**手引きを活用し、地域連携推進会議を実際に開催した場合、何に課題があるか等の実践的な場を踏まえて、手引きを更新する必要がある。**これを踏まえ、地域連携推進会議の制度化前に、実践的な場における課題抽出等が可能な機会が望まれる。

(4) 地域連携推進会議の周知、浸透

地域連携推進会議を全国の事業所に周知する際には、地域連携推進会議は、それぞれの施設等で生活している生活者が、地域の行事に参画することで、地域の中で主体的に生きることが出来るようになる機会であり、生活者の希望を聞く機会であるという視点も踏まえる必要がある。また、地域連携推進会議を形骸化させず、浸透させるためには、「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に盛り込むことや、都道府県等が指定する際に指導すること、事業所において研修を行う仕組みにすることが必要。介護保険の運営推進会議は、有意義に活用している事業者がある一方で、会議の開催が形骸化している事業者もある。**障害福祉サービスの地域連携推進会議が形骸化されないよう、会議の運用方法や事業者への周知の仕方については、上記のような工夫が必要ではないか。**

(5) 市町村の関与

市町村は、事業者や施設等との関わりが希薄な場合もあるが、管内にある施設等には、市民等が利用する場合も多いことから、本来は施設等のサービス、運営の質について、市町村に考えていただく機会を増やすべきである。地域連携推進会議の議事録の報告先については、引き続き厚生労働省にて検討することとなっているが、市町村の関与の在り方も含めて検討が必要ではないか。

(6) まとめ

障害福祉サービスを提供する事業者が増えることは、障害児者やその家族にとって、選択肢が増えることであり、喜ばしいことである一方、そのサービスの質の担保をいかに行うかが課題となる。本事業では、介護保険サービスの運営推進会議を参考として、障害福祉サービスの入所施設、グループホームに地域連携推進会議を導入するための検討を行ったが、居住系のサービスに限らず、通所サービスにおける透明性・質の確保も課題となっており、今後も障害福祉サービスの質を向上させる仕組みについて、検討が望まれる。

(5) 困難な問題を抱える女性への支援

- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和6年4月1日施行）の附則の検討事項において、「この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」とされている

⇒ 令和6年度に厚生労働省は「困難な問題を抱える女性への支援の推進に資する取組に関する調査研究事業」を実施

婦人保護施設の受審状況（施設数）

令和5年度（暫定値）	3	東京都 3
令和4年度	3	東京都 2, 大阪府 1
令和3年度	4	東京都 3, 山口県 1

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(議員立法)のポイント

厚生労働省資料

- 女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。
- こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（新法）（令和6年4月1日施行）

■目的・基本理念

= 「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

■国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■教育・啓発

■調査研究の推進

■人材の確保

■民間団体援助

■国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

■都道府県基本計画等

⇒施策の実施内容

■支援調整会議(自治体)

⇒関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター

(旧名：婦人相談所)

女性相談支援員

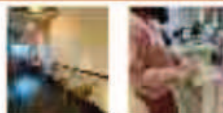
(旧名：婦人相談員)

女性自立支援施設

(旧名：婦人保護施設)

民間団体との「協働」による支援

■支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援
⇒官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援



■国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

売春防止法

第1章 総則
(主な規定)
第1条 目的
第2条 定義
第3条 売春の禁止

第2章 刑事処分
(主な罰則)
第5条 勧誘等
第6条 周旋等
第11条 場所の提供
第12条 売春をさせる業

第3章 補導処分
(主な規定)
第17条 補導処分
第18条 補導処分の期間
第22条 収容

廃止

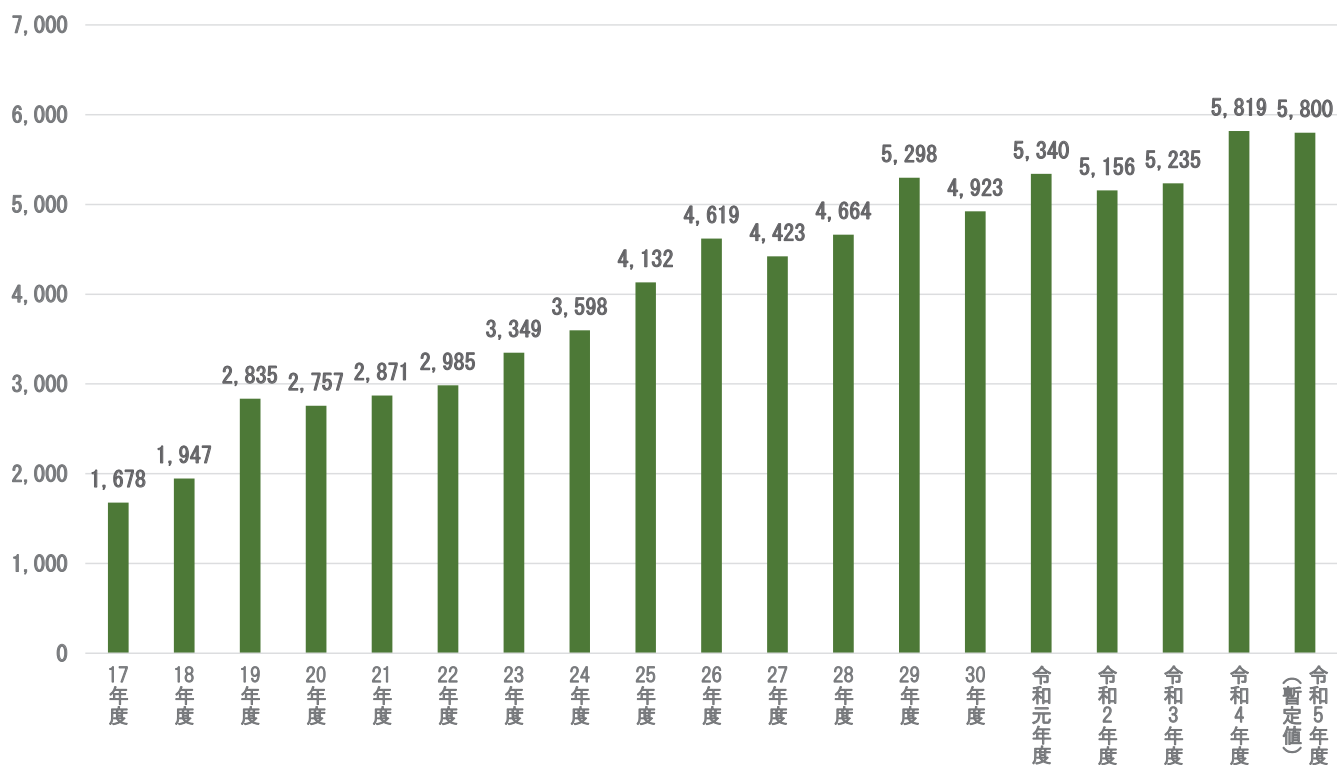
第4章 保護更生
(主な規定)
第34条 婦人相談所
第35条 婦人相談員
第36条 婦人保護施設
第38条 都道府県及び市の支弁
第40条 国の負担及び補助

存続

Ⅲ 福祉サービス第三者評価の実施状況①

(1) 令和5年度の受審数（暫定値）：5,800件

受審数の推移



Ⅲ 福祉サービス第三者評価の実施状況②

(2) 主な施設・サービス別受審数（令和5年度）

	受審数	全国施設数	受審率	参考 令和4年度受審数
特別養護老人ホーム	465	10,562	4.40%	489
障害者施設（生活介護）	180	9,508	1.89%	189
障害者施設（就労継続支援A型）	30	4,429	0.68%	33
保育所	2,006	23,806	8.43%	1,949
児童館	0	4,301	0%	0
放課後児童クラブ	11	25,807	0.04%	22
救護施設	19	186	10.22%	23

Ⅲ 福祉サービス第三者評価の実施状況③

(3) 令和6年4月1日時点の評価機関数：のべ400機関

※そのうち、直近3か年の評価件数が0件の評価機関は70機関

都道府県	(1) 認証評価機関数 (令和6年4月1日現在)	(2) 認証評価機関の直近3か年(令和3年4月1日～令和6年3月31日)の評価件数					都道府県	(1) 認証評価機関数 (令和6年4月1日現在)	(2) 認証評価機関の直近3か年(令和3年4月1日～令和6年3月31日)の評価件数				
		0件	1～9件	10件～20件	21件～50件	51件以上			0件	1～9件	10件～20件	21件～50件	51件以上
北海道	7	-	6	1	-	-	京都府	16	1	3	3	4	5
青森県	3	1	-	2	-	-	大阪府	23	10	6	5	2	2
岩手県	2	-	1	-	1	-	兵庫県	12	5	2	3	1	1
宮城県	7	4	2	-	1	-	奈良県	4	1	3	-	-	
秋田県	3	-	1	2	-	-	和歌山県	3	-	1	2	-	
山形県	5	2	2	1	-	-	鳥取県	4	-	1	2	-	
福島県	2	-	1	-	1	-	島根県	4	3	-	-	1	
茨城県	8	6	2	-	-	-	岡山県	7	-	2	1	2	
栃木県	7	2	3	2	-	-	広島県	4	-	2	1	1	
群馬県	5	2	3	-	-	-	山口県	1	-	-	-	1	
埼玉県	24	7	11	5	1	-	徳島県	5	4	1	-	-	
千葉県	21	3	9	1	7	1	香川県	2	1	1	-	-	
東京都	116	6	30	21	32	27	愛媛県	6	1	3	1	1	
神奈川県	17	-	5	1	4	7	高知県	3	-	3	-	-	
新潟県	5	1	2	-	2	-	福岡県	5	-	2	1	2	
富山県	2	-	-	-	-	2	佐賀県	2	-	1	1	-	
石川県	6	1	-	2	-	3	長崎県	4	-	2	1	1	
福井県	1	-	-	-	1	-	熊本県	7	2	2	2	1	
山梨県	1	-	1	-	-	-	大分県	1	-	-	-	1	
長野県	3	-	-	1	2	-	宮崎県	2	-	1	1	-	
岐阜県	6	1	2	1	2	-	鹿児島県	3	-	1	1	-	
静岡県	9	5	1	1	2	-	沖縄県	2	-	-	-	2	
愛知県	11	1	3	4	2	1							
三重県	6	-	5	1	-	-							
滋賀県	3	-	1	2	-	-							
							合計	400	70	128	73	78	53

(4) 社会的養護施設の受審状況

	施設数 ※1	平成 30 年度 受審 数	令和 元 年度 受審 数	令和 2 年度 受審 数	令和 3 年度 受審 数	第3期 受審施設数 の件数 ※2	令和 4 年度 受審 数 (第4期)	令和 5 年度 受審 数 (第5期)
児童養護施設	610	137	217	231	182	767	236	238
乳児院	145	28	49	54	31	162	53	60
児童心理治療施設	53	7	13	18	12	50	14	17
児童自立支援施設	58	8	12	31	14	65	12	29
母子生活支援施設	215	40	63	88	63	254	70	75
自立援助ホーム	317	13	12	7	8	40	16	19
ファミリーホーム	446	1	0	3	1	5	2	1

※1 令和4年3月末時点の施設数を参照

※2 毎年受審している施設もある

Ⅲ 福祉サービス第三者評価の実施状況⑤

【参考】社会的養護関係施設第3期の評価結果の状況①

評価の判断基準は、取り組みについての到達の状況を示すよう設定

- a 評価：施設運営指針に掲げられている目指すべき状態
- b 評価：多くの施設で考えられる状態
- c 評価：課題が多く見られる状態

【第3期 社会的養護関係施設のa・b・c評価の実績値】

	a	b	c
児童養護施設	49.7%	47.1%	3.3%
乳児院	57.5%	40.3%	2.3%
児童心理治療施設	53.3%	42.1%	4.6%
児童自立支援施設	56.6%	39.9%	3.5%
母子生活支援施設	47.6%	44.9%	7.4%

(参考)【第1期 社会的養護関係施設のa・b・c実績値】

	a	b	c
児童養護施設	35.8%	55.4%	8.8%
乳児院	43.9%	47.9%	8.2%
情緒障害児短期治療施設	34.9%	54.8%	9.9%
児童自立支援施設	35.5%	54.9%	8.6%
母子生活支援施設	28.4%	54.5%	17.1%

(参考)【第2期 社会的養護関係施設のa・b・c実績値】

	a	b	c
児童養護施設	42.4%	53.4%	4.2%
乳児院	49.8%	46.5%	3.8%
児童心理治療施設	43.5%	51.3%	5.2%
児童自立支援施設	49.0%	47.1%	3.9%
母子生活支援施設	38.3%	50.7%	11.0%

Ⅲ 福祉サービス第三者評価の実施状況⑥

【参考】社会的養護関係施設第3期の評価結果の状況②

- 第1期、第2期と比較すると、すべての施設種別において「a評価」の実績値・割合が増加し、「c評価」の実績値・割合が減少
- 「a評価」の割合が高い評価項目は、衣・食や健康に関する項目等、養育・支援に関連する項目。
- 「c評価」の割合が高い評価項目は、
 - ①中・長期的ビジョンを明確にした計画の策定
 - ②事業計画の子ども等への周知・理解
 - ③地域の福祉向上のための取組等

➡第4期受審期の評価基準改正検討にあたっては、第3期受審期の評価結果の状況を踏まえ、a評価の多い項目については他の項目との統合等、c評価の多い項目についてはより取り組みが推進できるよう、解説を加える等の対応を行った。

【共通評価基準】

- ①中・長期ビジョンを明確にした計画の策定
 - ・都道府県社会的養育推進計画等の動きを踏まえ、各施設が中・長期的なビジョンをもって計画的に施設運営をしていくことが重要であることを加筆
 - ・取り組みの促進につながるよう、高機能化・多機能化の取り組みの具体例を種別ごとに加筆（里親の支援、地域の子育て支援、退所児童等の自立支援等）

Ⅲ 福祉サービス第三者評価の実施状況⑦

(5) 第三者評価指針の改正への対応状況について (都道府県推進組織における対応状況)

※「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」の一部改正について
(平成30年3月26日付け通知)

- 少子高齢化や国民の福祉ニーズの高度化・多様化を踏まえ、福祉サービス利用者が増加の一途を辿る中で、本事業の更なる推進を図っていく
- 「規制改革実施計画」(平成29年6月9日閣議決定)においては、福祉サービス利用者の選択に資する情報提供の充実を図る観点から、評価の質や受審率の向上等に向けた規制改革に取り組むべきことが指摘

【改正のポイント】

①第三者評価の利用者選択情報としての位置付けの強化

- 第三者評価事業の目的に、利用者の適切なサービス選択に資するものであることを明記。

②受審促進に向けた数値目標の設定等【都道府県推進組織に関するガイドライン】

- 都道府県推進組織は、受審目標を設定及び公表。
- 都道府県推進組織は、受審率等の実施状況进行评估。

③受審に係るインセンティブの強化(評価の手法)【都道府県推進組織に関するガイドライン】

- 受審事業所から提出を求める書類については、既存資料の活用等により、その負担を軽減。

④第三者評価機関および評価調査者の質の向上の推進【都道府県推進組織に関するガイドライン】

【福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン】

- 第三者評価機関の認証は更新制であることの明確化。
- 更新時研修及びそのモデルカリキュラムを創設。
- 直近3か年度の評価件数が10件未満の場合は上記研修を必ず受講。

Ⅲ 福祉サービス第三者評価の実施状況⑧

(5) 第三者評価指針の改正への対応状況について

①他の都道府県推進組織で認証を受けている第三者評価機関の認証について

【新】 (別添2)福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン	【旧】 (別添2)福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン
1 第三者評価機関認証要件 (略)	1 第三者評価機関認証要件 (略)
2 その他 (5) 他都道府県の第三者評価機関の認証 各都道府県で認証を受けている第三者評価機関については、他の都道府県推進組織においても認証を行う <u>よう努めるものとする。</u>	2 その他 (5) 他都道府県の第三者評価機関の認証 各都道府県で認証を受けている第三者評価機関については、他の都道府県推進組織においても認証を行う <u>ことが望ましい。</u>

【推進組織へのアンケートより】 他の都道府県推進組織で認証を受けている第三者評価機関の認証状況

認証する	28		
認証しない	19	今後認証する予定	1
		今後も認証しない(認証しない規程のため)	3
		今後も認証しない(認証に係る規定がないため)	15

Ⅲ 福祉サービス第三者評価の実施状況⑨

②受審率の数値目標設定と公表について

【新】
 (別添1) 都道府県推進組織に関するガイドライン
 (2) 普及・啓発
①受審率の数値目標の設定及び公表
 都道府県推進組織は、第三者評価事業の受審促進に向けた数値目標の設定及び公表に努めなければならないものとする。

②実施状況の評価等
 都道府県推進組織は、受審率など本事業の実施状況の評価を行った上で、第三者評価事業に対する正しい理解及び受審の促進に向けた普及・啓発を行うものとする。

【旧】
 (別添1) 都道府県推進組織に関するガイドライン
 (2) 普及・啓発
 都道府県推進組織は、第三者評価事業に対する正しい理解及び受審の促進に向けた普及・啓発を行うものとする。

【都道府県推進組織へのアンケートより】

	受審目標を設定している	受審目標を公表している
高齢者	10	8
障害者・児	9	8
保育	10	9
社会的養護	5	6
その他	6	7

◆受審率の設定・公表を行っていない理由

- ・検討中
- ・受審件数が少ないため目標値の設定ができない。
- ・設定はしているが、分野別での設定を行っていない。
- ・受審目標の設定が受審件数の増加につながらないため

※複数年にわたる数値目標を立てたり、種別ごとの設定はせずに総数で設定している推進組織もある。

Ⅲ 福祉サービス第三者評価の実施状況⑩

③評価機関の更新について

【新】
 (別添1) 都道府県推進組織に関するガイドライン

2 業務
 都道府県推進組織は、以下の業務を行うものとする。
 ①～③ (略)
 ④ 評価調査者養成研修、評価調査者継続研修及び更新時研修に関すること

(別添2) 福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン
 2 その他
 (2) 第三者評価機関認証の更新
第三者評価機関の認証は更新することができる。
この際、社会的養護関係施設第三者評価機関を除き、認証の更新を行う日の属する年度の前年度からの直近3か年度における評価件数(社会的養護関係施設に係る評価件数を含む。以下同じ。)が10件以上の場合にあっては、当該第三者評価機関に所属する評価調査者が全国推進組織又は都道府県推進組織が行う更新時研修を受講するよう努めなければならないものとし、当該評価件数が10件未満の場合にあっては、当該更新を行う年度中に、当該更新時研修を必ず受講しなければならないものとする。
また、以下のいずれかに該当する場合には、更新は行わないものとする。

(3) 第三者評価機関認証の取消し
第三者評価機関認証は、(2)において更新時研修を受講しなければならないにもかかわらず、当該研修を受講していない場合にあっては、都道府県推進組織が当該都道府県における当該認証の状況その他の事情を斟酌した上で、当該認証の継続が必要と認める場合を除き、原則として取り消すものとし、同項に掲げる各号のいずれかに該当した場合にあっては、その有効期間にかかわらず、取り消すものとする。

【旧】
 (別添1) 都道府県推進組織に関するガイドライン

2 業務
 都道府県推進組織は、以下の業務を行うものとする。
 ①～③ (略)
 ④ 評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修に関すること

(別添2) 福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン

2 その他
 (2) 第三者評価機関認証の取消し
以下のいずれかに該当した場合、第三者評価機関認証を取り消すことができる。

(新設)

【都道府県推進組織へのアンケートより】

令和6年度に「更新時研修」を実施する都道府県：10件

(実施しない理由)

- ・ 複数年に一度開催（2 県）
- ・ 予算確保が困難（12 県）
- ・ 対象者が少数のため全国推進組織の実施する研修を案内している
- ・ 受講を要すると想定される法人が少ないため、県単独で実施することが困難

全国推進組織による更新時研修の実施

・ 令和5年度 12 県 受講者21名

(6) 養成研修会・継続研修会の実施状況について

養成研修会・継続研修会の実施状況【都道府県推進組織へのアンケートより】

令和6年度に養成研修会を実施予定	29
令和6年度に継続研修会を実施予定	35

◆実施しない理由

- ・ 複数年に1度開催（養成研修:3 県）
- ・ 参加者が少ない（養成研修:8 県）
- ・ 予算の確保が困難（養成研修:5 県）
- ・ 全国推進組織の実施する社会的養護関係施設第三者評価事業『評価調査者』養成・継続研修会の修了者を、都道府県の実施する評価調査者養成・継続研修会の修了者とみなしている
- ・ 受講者が年々減少し、今年度の実施については慎重に検討している

◆全国推進組織の実施する評価調査者研修修了の「みなし」規定のある都道府県：

養成研修：32 府県

継続研修：32 府県

IV 令和6年度全国推進組織の取り組み①

1. 評価基準ガイドラインの検討等

(1) 第5期社会的養護関係施設第三者評価基準の見直しに向けた検討

- ・児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設の基準改定

(2) 女性自立支援施設（旧：婦人保護施設）第三者評価基準の改定

- ・「困難な問題を抱える女性への支援の推進に資する取組に関する調査研究事業」への協力（厚生労働省社会・援護局総務課 女性支援室）

2. 受審促進方策の検討・実施

(1) 「福祉サービス第三者評価事業のあり方に関する検討会」報告書（令和4年3月とりまとめ）を踏まえた厚生労働省への継続的な働きかけ、厚生労働省調査研究事業への協力（厚生労働省社会・援護局福祉基盤課）

(2) 種別協議会等との連携による受審促進

(3) 都道府県推進組織における受審促進方策の取組状況の把握・共有

IV 令和6年度全国推進組織の取り組み②

3. 評価機関・評価調査者の資質の向上等

(1) 研修会の実施等による評価調査者の資質向上、評価手法の標準化等の促進

- * 評価調査者指導者研修、更新時研修、社会的養護関係評価調査者研修の開催等（開催日程は別記）

(2) 評価手法の標準化や評価機関のマネジメント等に関する研修や教材の普及

(3) 全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会との連携・協力

4. 各種調査の実施

① 「福祉サービス第三者評価事業」実施状況調査

② 福祉サービス第三者評価事業に関するアンケート調査（都道府県推進組織）

③ 社会的養護関係施設第三者評価実績報告書

令和5年度の会議・研修会日程

【会議・研修会（第三者評価事業）】

名称	開催日（予定）	会場
第三者評価事業 普及協議会	令和6年6月3日（月）	全社協・会議室
第三者評価事業 評価調査者指導者研修会	令和6年7月31日（水）～8月2日（金）	全社協・会議室
福祉サービス 第三者評価事業「更新時研修」	令和7年1月27日（月）～28日（火）	全社協・会議室

【研修会（社会的養護関係施設第三者評価事業）】

名称	開催日（予定）	会場
社会的養護関係施設 第三者評価事業 「評価調査者」養成研修会	令和7年3月3日（月）～6日（木）	全社協・会議室
社会的養護関係施設 第三者評価事業 「評価調査者」継続研修会	令和7年3月27日（木）～28日（金）	全社協・灘尾ホール

【参考】福祉サービス第三者評価事業のあり方に関する検討会（全国社会福祉協議会）

1 設置の趣旨

制度創設から20年が経過し、福祉サービス第三者評価事業に関して、さまざまな課題が顕在化している。福祉サービスの質の向上推進委員会常任委員会（委員長：山崎美貴子 神奈川県立保健福祉大学名誉教授）の下に、福祉サービス第三者評価事業の今後のあり方について検討することを目的に、標記検討会を設置し、検討を行った。

2 委員名簿（敬称略）

No.	委員氏名	所属・役職名
◎ 1	柏女 霊峰	淑徳大学教授
2	関川 芳孝	大阪府立大学教授
3	新津ふみ子	全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会 代表
4	柴崎 順三	全国乳児福祉協議会副会長
5	湯川 智美	全国社会福祉法人経営者協議会 研修委員長
6	久木元 司	社会福祉法人常盤会 理事長
7	右京 昌久	岩手県社会福祉協議会運営適正化委員会 事務局長
8	鈴木 広幸	愛知県社会福祉協議会 福祉サービス利用支援センター 所長
9	笹尾 勝	全国社会福祉協議会常務理事

◎：委員長

オブサーバー：厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

3 検討経過

- (第1回) 2021（令和3）年8月10日
 - ・福祉サービス第三者評価事業の現状と課題について
- (第2回) 2021（令和3）年10月6日
 - ・（ヒアリング）東京都福祉サービス第三者評価推進機構の事業と組織体制について
 - ・福祉サービス第三者評価事業の今後に向けた検討課題（論点）
- (第3回) 2021（令和3）年11月2日
 - ・福祉サービス第三者評価事業の今後に向けた検討課題（論点）
- (第4回) 2021（令和3）年12月10日
 - ・病院機能評価についてのヒアリング
 - ・ISOについてのヒアリング
- (第5回) 2021（令和3）年12月27日
 - ・報告書（案）について
- (第6回) 2022（令和4）年1月25日
 - ・報告書（案）について
- (第7回) 2022（令和4）年2月21日
 - ・報告書（案）について

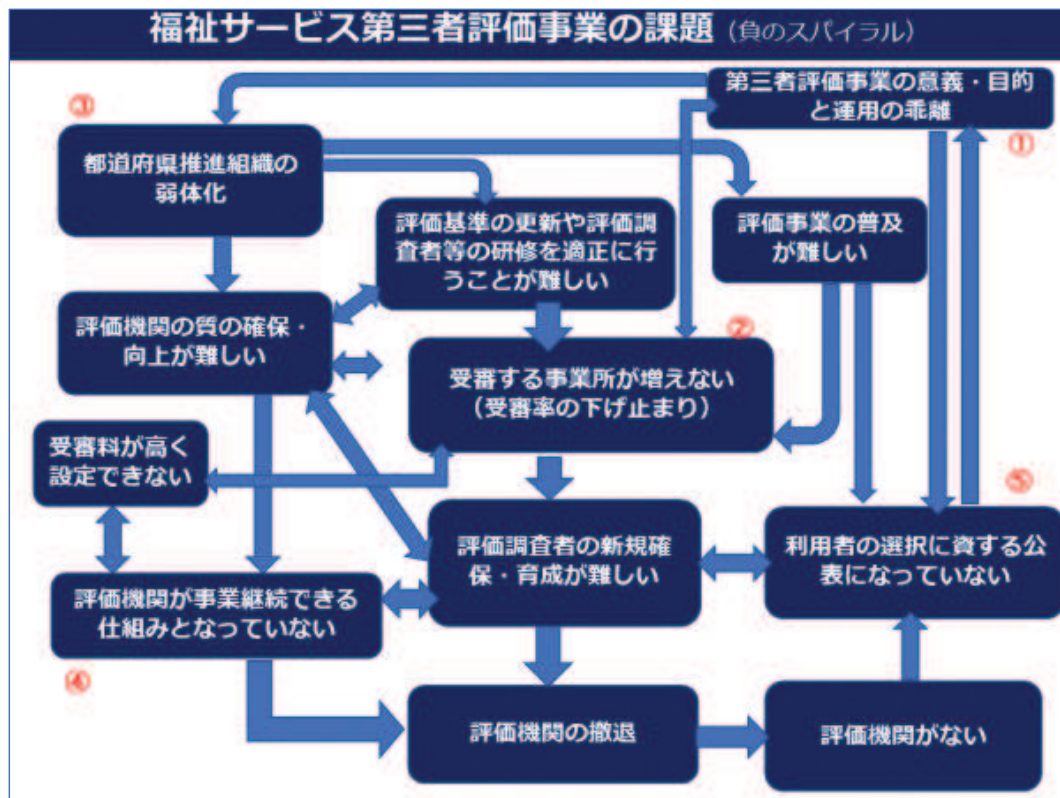
◎2022（令和4）年3月4日
報告書「福祉サービス第三者評価事業の改善に向けて」
をとりまとめ

【報告書概要】福祉サービス第三者評価事業の課題

制度創設から20年が経過するなかで、福祉サービス第三者評価事業はさまざまな課題が顕在化している。大きく整理をすると、以下5つに整理することができるが、それぞれが関係し、負のスパイラルに落ち込んでいる。

- ① 事業創設当初の福祉サービス第三者評価事業の意義・目的と現行の運用が乖離している。
- ② 社会福祉施設・事業所数は増えているが、受審率は伸びていない。受審する施設・事業所が固定化している。
- ③ 都道府県推進組織のなかに脆弱なところが多くあり、評価機関の質の標準化や制度変更等の対応が難しいところがある。
- ④ 評価機関が第三者評価事業を安定的に運営できる仕組みとなっていない。
(新たな評価調査者の確保や評価調査者を研修等に出席させることが難しい評価機関も少なくない)
- ⑤ 評価結果の公表が利用者の選択に資するものになっていない。

社会的養護関係施設以外は公表が義務づけられていないため、受審結果を公表しない社会福祉施設・事業所もある。



【報告書概要】今後の福祉サービス第三者評価事業の方向性

それぞれの課題について、検討会では今後の方向性に向けて、整理を行った。

検討会の整理をふまえ、国として、福祉サービス第三者評価事業をどう再生させるのか、早急に検討する必要がある。今が、そのためのラストチャンスである。

①福祉サービス第三者評価事業の意義・目的の再整理

- ①利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること、②福祉サービスの質の向上に結び付けることを目的とすることに加え、③利用者の「権利実現」を図るものであるという3つの目的・意義への再整理
- 措置施設とそれ以外の社会福祉施設・事業所の福祉サービス第三者評価の意義・目的の位置づけの整理
- 類似事業の民間あっせん機関や児童相談所、一時保護所等の「第三者評価」と福祉サービス第三者評価事業の関係性の整理

②受審に向けたインセンティブに向けた検討

- 社会福祉施設・事業者のニーズに応えるために、共通評価基準の「Ⅲ」と内容評価基準等の内容評価に関する項目だけの受審など、メニューを選択できる仕組みに対する検討
- bを標準とする評価のあり方に対する検討
- 評価機関が受審事業所に助言・情報提供を行うあり方についての検討

③都道府県推進組織のあり方の検討～「ナショナルセンター(仮称)」の設置に向けた検討

- 都道府県推進組織のあり方に関する見直し
- 「ナショナルセンター(仮称)」を設置に向けた検討
県で担うことが難しくなっていると考えているところは全国に機能を移管して事業展開できるような仕組みの導入に向けた検討(「ナショナルセンター(仮称)」の担う役割・機能と都道府県推進組織の担う役割・機能の整理)

④評価機関・評価調査者の質の確保に向けた検討

- 評価機関が存続できるビジネスモデルの検討
- 評価機関・評価調査者の質の確保・向上に向けた検討

⑤利用者の選択に資するための公表のあり方に関する検討

- 利用者が理解しやすいような公表情報の整理、公表のあり方に関する検討

令和6年度 社会福祉・保健サービス評価事業の推進に向けた 評価機関と県との意見交換会 概要

○日時：令和6年8月8日（木）午後1時から午後3時まで

○開催：オンライン方式（Webex）

○出席者

法人名	職名	氏名
特定非営利活動法人未来	福祉サービス評価事業部長	長谷川 真由美
有限会社保健情報サービス	代表取締役	清水 浩史郎
特定非営利活動法人メイアイヘルプユー	代表理事	新津 ふみ子
	理事／事務局長	鳥海 房枝
特定非営利活動法人福祉経営ネットワーク	事務局長	町田 英夫
	事務局	浅野 紀子
鳥取県（推進組織） 福祉監査指導課	福祉監査指導課長	藤島 聖三
	課長補佐	川本 繁
	課長補佐	高野 真弓

1 あいさつ（藤島課長）

2 意見交換（司会：川本課長補佐）

（詳細は別添のとおり。）

（1）評価調査者の確保・育成について

①人材確保（新規開拓）

<現状と見通し／目標、意向／具体的な取組み／課題>

○未来

- ・高齡化等により評価調査者数は現状維持か減少している状況。
- ・評価件数が少ないため経験を積めず、技術の向上が十分にできないのが課題。

○保健情報サービス

- ・高齡化の一方で新規開拓は難しく、人材確保は厳しい状況。鳥根県の方へのアプローチを行っている。
- ・種別ごとのスペシャリスト養成が課題。
- ・名簿登載に当たり、鳥取県は3年間に2回の継続研修の受講が必要だが、ある程度の評価実績（年間10ヶ所以上など）がある方に関しては免除していただいてもいいのかなと思う。

○メイアイヘルプユー

- ・年に1～2名を新規に育成。
- ・プロフェッショナルの育成は課題。

○福祉経営ネットワーク

- ・長く評価をやっている方と最近評価者になった方との標準化を進めている。
- ・各評価機関の連携、都道府県の連携、推進組織の連携も大切。
- ・認証を継続させるための要件を少し緩めていただけるとありがたい。研修への参加は、東京からの交通費のこともあるし、感染がひどいときに出張に行くのは厳しいため。

<養成者研修修了者名簿の活用意向、新規開拓>

○福祉経営ネットワーク

・東京都の名簿（氏名はなく番号のみ）の活用はしている。

○保健情報サービス

・島根県では、第三者評価の養成研修を受けて評価機関に登録していない人がいて、県や社協の人材センターを通じて連絡を取ることはできると思う。

・鳥取県で、評価機関のどこかに登録しないと研修を受けられないっていうのはどうなのかと思う。

○福祉経営ネットワーク

・東京都では、調査員になるためにはかなり厳しい要件がある。養成研修を受けるには、評価機関から推薦して、評価推進機構で審査を通る必要があるが、ハードルが高く、評価機関としても推薦する人を探すのが大変。

○メイアイヘルプユー

・東京都の評価推進機構の評価者養成研修への推薦に当たり、特にマネジメントを担当する部門でエントリーするとき、専門職での勤務経験と比べて証明しにくく、大変厳しい。

・推薦する人は、評価機関の常日頃の活動から得られるネットワークにより見つける。

○福祉経営ネットワーク

・評価者になりたい方は評価機関に推薦を依頼する。依頼を受けた評価機関は、その方が東京都の要件に合ってるか確認したりして、一緒にやっていける方だと思えば推薦する。

○メイアイヘルプユー

・応募者がいないということは、行政としての働きかけ方、周知が弱いということではないか。

・東京都ではPRもされているが、むしろ評価機関が必死で、優秀な評価者を探し育てる。そうしないと、自身の事業者が選ばれないので。選ばれて評価するということの循環があるということだと思う。やはり、基本的にこの制度をどう行政が考え、推進していくのかという、そこが根本的な問題だと思う。

○福祉経営ネットワーク

・施設を退職された後、受審してよかったから評価者になってみようという方もある。

○保健情報サービス

・20年前に、新聞に掲載された評価機関募集という県の広告を見て申し込んだ。第三者評価の調査員の養成も同じく出ていた。県政だよりも確か出ていたと思う。今はホームページ等になるのかなと思うが、県から積極的に評価委員の養成を告知していただけるとありがたい。

<名簿登載者の複数機関への登録に係る現状と特有の課題等>

○メイアイヘルプユー

・評価機関によって評価の進め方は特徴があり、研修計画もそれぞれにあるので、複数の機関に登録をしている方はそれぞれの評価機関での研修に参加していただく必要がある。それにより視野も広がっていいのではないかなと思う。

○福祉経営ネットワーク

・複数の機関に登録している方が増えてきて、評価の進め方の共有が必要。また、日程組みにおいても、複数の機関に所属している方を繁忙期にどのように采配するのかは難しいところ。

・複数の機関で登録してもらう理由は、調査者の不足と、技術や能力の必要性との、両方あると思われる。

○保健情報サービス

・それぞれの評価機関によってやり方が違うので、複数機関での登録の場合、事前に打合せや調整や研修が必要だと思う。

○未来

- ・他の評価機関からの要請があれば、勉強の機会になるのでありがたいことだと思う。

②人材の定着

○保健情報サービス

- ・年間を通して評価活動があれば調査員も収入が安定すると思うが、現在は時期が偏りすぎており、それが一番のネックなのかなと思う。

○メイアイヘルプユー

- ・第三者評価だけでご飯食べていくのはまず無理。若い人たちは本業を別に持っている。
- ・評価者の登録時に、第三者評価についてどういうやり方をしているかなどを十分に話したり、また、まめに研修会を開いたり、1人1人と面談して1年間の振り返りをしたりしている。そうした取り組みもあってか、高齢の理由以外で辞める方はあまり聞いたことがない。

○福祉経営ネットワーク

- ・本業を持ちながら評価活動を手伝ってくださる方が多く、常勤の人はほとんどいない。各人の要望や事情をしっかりと聞き、それを反映しながらアテンドするという配慮には力を入れている。

○未来

- ・調査員は、この収入で生活するわけではなく、小遣い程度に思っている人の方が多い。

○事務局

- ・例えば、現役の保育士さんが評価調査になって、一定のスキルを身につけた上で他の保育園の評価をするというようなこともあるということが分かった。

③人材の育成

<県主催の養成研修及び継続研修に関する改善提案、要望等>

○メイアイヘルプユー

- ・養成研修でも継続研修でも、受審事業所の方にも登壇してもらうことを提案する。受審した感想や、どういうことを取り組んでいるのか、どんなことが問題なのかということをお話してもらうと、現実感がある。
- ・普及に当たっても、より知ってもらうために、受審事業者の方と評価機関にも登壇してもらうことを提案する。

○保健情報サービス

- ・第三者評価の養成研修について、全国の養成研修では標準的カリキュラム5日間だが、鳥取県では4日間であり、いかがなものかなと思う。
- ・継続研修の時期について、6~8月など、評価がピークを迎える年度後半までに開催してほしい。
- ・継続登録の要件である継続研修の受講回数について、3年に1回にするのか、今のまま3年2回でいいのか、ご検討いただきたい。

○福祉経営ネットワーク

- ・研修は上半期に実施するか、もしくは日程が早い段階でわかっていると、非常にありがたい。
- ・複数の県の認証を取っている場合、各県に研修行くのは本当に大変なので、横並びでこの研修を受けたいればそれは同等とみなすという取扱いがあれば、評価活動に注力できると思う。

③の人材育成

<社会的養護に関する研修の受講状況>

○福祉経営ネットワーク

- ・社会的養護に関する東京都と全社協の認証受けており、それぞれ要綱に細かい規定があるので、受講漏れがないように綿密にチェックしている。

○メイアイヘルプユー

- ・東京都の他にも独自方式でやってる県の場合はその研修を受け、それ以外は全社協で研修を受けるという枠組でやっている。

○保健情報サービス

- ・全社協の全国認証をとっており、調査員としては来年の3月に継続研修を受ける。調査機関としては年間6件以上をこなしているため継続研修はなし。

(2) その他

①評価件数について

<社会福祉法人全国社会福祉協議会の調査への協力のおお願い>

○メイアイヘルプユー

- ・調査協力は難しいことではないが、これをどのように活用されるのか。

→○事務局

- ・全国調査の資料にさせていただくと、県のホームページの充実への活用も考えている。

②評価調査者養成研修修了者名簿（福祉サービス第三者評価）の更新について

○事務局

- ・今後も継続研修の受講と更新手続きについて、各評価機関に所属されている方の手続きについて周知いただくなどのご協力をお願いします。

③その他

<地域連携推進会議の設置義務化の影響>

○保健情報サービス

- ・今のところ大きな影響はない。

○メイアイヘルプユー

- ・第三者評価は3年に1回ぐらい、地域連携推進会議は毎年なので、どちらも利用しているかという前向きな話も聞いている。第三者評価にどのような影響を及ぼすのかは不明。そもそも障害分野は受審率が低いこともあり、受審数の減少に繋がるかどうかはわからない。

<地域密着型サービスの外部評価関係の名簿登載者の活動状況の把握>

○未来

- ・当初に資格を取ったものがずっと続けて調査に行っている。

社会福祉・保健サービス評価事業(第三者評価事業)に係る評価調査者の確保について

令和 6 年 10 月 30 日

鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局福祉監査指導課

1 第三者評価事業の推進

第三者評価事業は、H12 年に行われた社会福祉基礎構造改革における改革の柱の一つ「質の高い福祉サービスの拡充」を具現化する取組の一つ。

これを受けて社会福祉法でも、「良質かつ適切な福祉サービスの提供」が事業者や国の責務とされているところ。

よって、県としても、例えば令和元年 9 月県議会において、当該事業の推進を県民へ約束しているところであり、抱える事業実施上の様々な課題を社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)などの関係機関との連携により克服し、今後一層推進していく必要がある。

2 事業推進に不可欠な評価調査者の現状と課題

評価調査者数は、平成 16 年の事業スタート後、平成 24 年には 188 名であったものの減少が続き、現在では、本県登録の評価調査者数は 43 名と平成 24 年の 1/4 まで減少。このうち、実質的に県内各評価機関で活動している評価調査者数は 15 (9+4+2) 名という状況である。

こうした状況の中で特に危惧されるのが評価調査者の高齢化で、例えば県内のある評価機関では活動している評価調査者 4 人中 3 人が 65 歳以上という状況であり、今後 5～10 年以内に現在の評価調査者数と同数の新規調査者を確保し、技能の引継を経た上で円滑に世代交代を進めていかなければ事業そのものが実施できなくなる状況が想定される。

一方で、利用者へより質の高い福祉サービスの提供や幅広い施設選択情報を提供していくためには受審施設数を増やしていく必要があり、これに対処できるだけの評価調査者についても確保していく必要もある。

<今後必要な評価調査者数の試算>

前提 1 県内の全ての福祉施設が 5 年毎に受審できる体制を確保する場合

① 1 年間の受審施設数

鳥取県内の施設数：555 施設 (社会福祉施設等調査令和 4 年 10 月 1 日時点)
555 施設 ÷ 5 年 = 111 施設

② 県内の年間平均受審(評価)実績

約 40 件 (施設)

→ ①②より、現在の約 3 倍の受審件数に対応できる必要がある。

③現在の 3 倍の受審件数に対応するために追加で必要となる人数

<算定式>

A 5 年後の処理件数：現在の処理件数 × 3 倍

B A に対応するのに要する評価調査者数

：A ÷ 1 人当たりの年間処理可能件数 × 1 施設当たりの審査体制

* 上記基礎数字は各評価機関からの聞取結果に基づく

・ 評価機関 X：A 2*3=6 B 6/2*2=6

必要数約 6 人—現在の実働数 9 人=現在数で充足

・ 評価機関 Y：A 41*3=123 B 123/50*3=7.4

必要数約 7.4 人—現在の実働数 4 人=要追加数 3.3 人

・ 評価機関 Z：A 7*3=21 B 21/10*2=4.2

必要数約 4.2 人—現在の実働数 2 人=要追加数 2.2 人

→ 3.3 人 + 2.2 人 = 5.5 人 新たに 6 人必要

前提2 5年以内に実働者全員が評価調査者を引退するとした場合

①県内の実働評価者数：15名（多くが定年退職後の世代）

→ 毎年新規で3人、計15名の養成が必要。

※世代交代を見据えた各分野のリーダー養成のため、
最低でも毎年新規で2人以上の確保を望むとの意向も有（評価機関Y）。

現状 登録者のうち実際の活動者は約1/3。

県内の登録評価調査者数：43名
 県内評価機関の実働評価調査者数：15名*
 *令和6年10月時点における県内の県認証評価機関（3機関）への調査結果
 → 実働者が登録者の1/3程度である現状に鑑み、実働者を確保するためには、
必要数（6+15=21名）の3倍以上の養成研修修了者を養成する必要がある。

⇒ 今後5年間で63名（21名×3）の養成研修修了者を確保するためには毎年13名以上の養成研修受講者を集める必要がある。

3 新規評価調査者の確保に向けた検討

新たな評価調査者を確保するためには、できる限り多くの者に第三者評価事業や評価調査者に関心を持ち、知ってもらふ機会を提供できることが肝要。

については、これまでの確保に向けた取組について、次のような見直しを行う。

		見直し案	現在
	広報の対象	・現時点では評価調査者にあまり関心はないが、福祉サービスの質の向上に取り組んでいる者等も追加。	・評価調査者として携わることが希望する者。
	広報の内容	・受講のメリットを明確に提示。 「受講により、福祉サービスの質の向上に向けて視点を学べる。」 ・受講対象者を評価調査者希望者に限らず、案内。	・単なる研修開始の案内。
広報手段	県社協	・各評価機関・市町村・市町村社協・福祉団体代表者への周知 ・HP掲載 ・ <u>県内各社会福祉法人及び県内市町村への周知（メール）※県と連名</u>	・各評価機関・市町村・市町村社協・福祉団体代表者への周知 ・HP掲載
	県	・HP掲載 ・ <u>県内各社会福祉法人及び県内市町村への周知（メール）※県社協と連名</u> ・可能であれば、 <u>社会福祉法人以外の福祉施設運営主体（医療法人等）への周知</u> ・ <u>県政広報媒体の利用</u> （ただし、枠に限りがあるため未確定。）	・HP掲載

<県社協に養成研修を委託する必要性>

一般的な民間企業や特定の評価機関に委託する場合と異なり、県社協に委託した場合は次の点において優れており、適正な養成研修の実施はもとより、第三者評価制度の活用の促進や福祉サービスの質の向上を通じた地域福祉の振興にも大きな期待を持つことができる。

- ・第三者評価事業の目的と地域福祉の振興という県社協の目的が合致しており、より真摯に業務遂行ができること。

- ・県社協で取り組んでいる福祉施設経営指導事業など、日頃の県内福祉関連施設とのつながりを活かした業務遂行ができること。
- ・評価機関及び評価調査者としての活動実績があり、当該実績を踏まえた業務遂行ができること。

4 今後の見通し

第三者評価事業制度の創設から20年が経過した令和3年度に、事業の実施における様々な課題の解消に向けて、「社会福祉法人全国社会福祉協議会 福祉サービス第三者評価事業のあり方に関する検討会」が設置され、令和4年3月に検討会報告が公表された。

国においては、当該報告書を参考に抜本的な見直しを検討中であり、少なくとも当該見直し結果が明らかになるまでは、現在の体制で評価調査者の確保等の事業推進の取組みを行う必要がある。

なお、当面の間は次のような方策で制度を周知し、受審施設数の増加を図る。

- ・法人連絡会や苦情解決事業研修会での行政説明など、引き続き機会を捉えて社会福祉法人に対して制度の意義の周知を図るとともに、説明内容や説明資料の見直しを適宜行い、理解の深化に努める。
- ・法人指導監査や施設監査において、未受審の場合には丁寧に制度の意義を助言し、受審を促す。
- ・新たに県内各社会福祉法人へ評価調査者養成研修を案内し、制度に対する関心の喚起と評価調査者の視点の活用を促すことで、新たな受審意欲の掘り起こしを行う。
- ・県政広報媒体を活用して、制度の周知や評価調査者希望者の掘り起こしを行う。
(ただし、枠に限りがあるため頻回は困難。)

5 参考資料

(1) 社会福祉法 抜粋

① (福祉サービスの基本的理念)

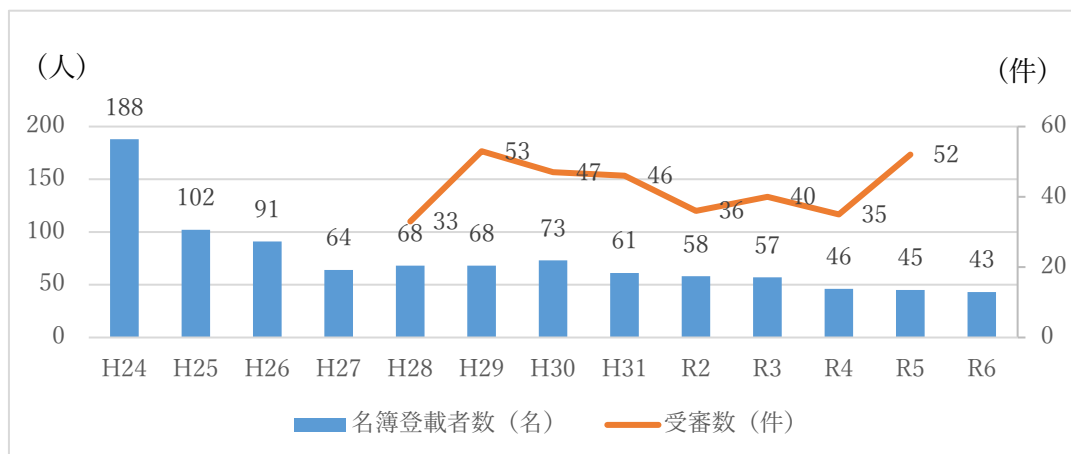
第三条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

② (福祉サービスの質の向上のための措置等)

第七十八条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

(2) 鳥取県における第三者評価の名簿登載者数(各年4月1日現在)及び受審数の推移 (名簿登載期間：3年間)



(3) 福祉サービス第三者評価事業のあり方に関する検討会報告書の概要

報告書概要

7回の検討会を経てまとめられた報告書では、検討すべき事項として以下の課題が整理された

1 福祉サービス第三者評価事業の意義・目的の再整理

- ① 「利用者の選択」、「利用者の権利実現」、「福祉サービスの質の向上」の3つの目的について検討することが必要
- ② 行政措置的な色合いが強い社会的養護関連施設等に対する「第三者評価」と「福祉サービス第三者評価事業」との関係を整理することが必要

2 「ナショナルセンター（仮称）」の設置に向けた検討

都道府県推進組織について、都道府県間で体制の格差が著しいことから、体制が脆弱な県に代わって第三者評価事業を推進できるよう「ナショナルセンター（仮称）」の設置について検討する必要がある

3 評価機関を存続させるためのビジネスモデルの検討

標準的な受審料や評価調査者が継続して評価を行うことを可能にするためのビジネスモデルを検討する必要がある

4 社会福祉施設・事業者の選択による評価の仕組みの導入に関する検討

評価基準を選択して受審できるような仕組みの検討が必要

5 利用者の選択に資するための公表への改善

社会福祉施設等の現状や特性、サービス等の改善等評価内容について、利用者にわかりやすい公表方法の検討が必要

10

(評価事業普及協議会 厚生労働省説明資料より抜粋)

令和6年度鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業
評価調査者養成研修（第三者評価区分）実施要領

1. 研修の目的

鳥取県において福祉サービス第三者評価の評価調査者として活動を予定している方に必要な知識・技術を習得していただくとともに、評価の信頼性を確保するため、評価の視点や基準を共有化することを目的として実施します。

2. 実施主体 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会

3. 研修日程 令和6年12月14日（土）～令和7年1月19日（日）4日間

1日目は会場、開始時間が異なりますのでご注意ください

	日 時	会 場	内 容
1 日目	12月14日（土） 9:25～16:00	エースパック未来中心 セミナールム2 （倉吉市駄経寺町212-5）	講義 演習
2 日目	12月21日（土） 9:30～16:00	倉吉体育文化会館 教養室2 （倉吉市山根529-2）	
3 日目	1月18日（土） 9:30～16:00	倉吉体育文化会館 教養室2 （倉吉市山根529-2）	講義 実習
		救護施設 ゆりはま大平園 （湯梨浜町長和田1835-1）	
4 日目	1月19日（日） 9:30～12:30	倉吉体育文化会館 教養室2 （倉吉市山根529-2）	講義 演習

※カリキュラム等については、裏面をご覧ください。

4. 受講対象者（定員）

研修受講後、鳥取県で評価調査者として活動予定の方（定員10名）

5. 受講料

無 料

6. 研修会の修了について

本研修の全過程を修了した者に、本会の発行する修了証書を交付します。

7. 個人情報の取り扱いについて

本研修会の受講者、修了者に係る個人情報は、本会「個人情報の保護に関する方針（プライバシーポリシー）」に基づき、適切に取り扱うこととしており、他の目的で使用することはありません。

8. 受講申込みについて

別紙研修受講申込書に記載し、**令和6年12月6日（金）**までに、下記連絡先へお申込みください。
ファックスまたはEメールのいずれかで結構です。

9. 連絡先

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 福祉振興部（担当 上田学、坂本）
〒689-0201 鳥取市伏野1729-5 県立福祉人材研修センター内
TEL：0857-59-6344 FAX: 0857-59-6340
Email: fukushis@tottori-wel.or.jp

参加者（修了者）数：4名

令和6年度鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価調査者養成研修（第三者評価区分）カリキュラム

区分	研修科目	時間	目的	内容	講師
1日目:12月14日(土) 会場:エースバック未来中心 セミナールーム2					
オリエンテーション		9:25～ 9:30	鳥取県社会福祉協議会 事務局		
基礎的 研修 課程 I	1. 第三者評価の理念と基本的な考え方	9:30～ 11:00	第三者評価事業の理念や基本的な考え方を理解する。	第三者評価事業について、その必要性や行政による指導監査との違い等について講義するとともに、あわせて福祉制度の動向等について解説を行う。また、医療機能評価や、ISO等、関連分野における評価制度の動向ならびにその考え方に関する講義を行う。	有限会社保健情報サービス 代表取締役 清水 浩史郎 氏
	2. 第三者評価の全体像		第三者評価事業の動向や「評価調査者養成研修」の位置付け等を理解する。	都道府県推進組織が行う第三者評価事業の目的や制度の概要に関する講義を行うとともに、本研修の位置付けならびに評価調査者養成研修の位置付け等について解説を行う。	
	3. 評価調査者の役割と倫理	11:00～ 12:00	評価調査者として守るべき倫理や、訪問調査時の留意点を理解する。	第三者評価事業における評価調査者の役割について講義するとともに、評価調査者として守るべき倫理や、求められる調査時の姿勢等に関する講義を行う。	
演習	4. 書面(事前)審査の着眼点	13:00～ 16:00	書面(事前)審査の目的や具体的な方法を理解・習得する。	書面(事前)審査の必要性・目的、ねらいについて解説を行うとともに、実際の方法についてグループごとに「事例研究」を実施する。	
	5. 訪問調査の着眼点		訪問調査における各第三者評価基準の評価判定方法、その着眼点を理解する。	訪問調査における第三者評価基準の評価判定方法、着眼点についてグループにより課題演習、事例検討を行う。	
2日目:12月21日(土) 会場:倉吉体育文化会館 教養室2					
基礎的 研修 課程 II	6. 第三者評価基準の理解と判断のポイント	9:30～ 16:00	都道府県推進組織が使用する第三者評価基準の考え方を理解するとともに実際の第三者評価の方法を習得する。	福祉サービス第三者評価基準(共通評価並びにサービス内容評価)の各項目についてその考え方や基準策定の意図等に関する講義を行う。また、実際の第三者評価における判断のポイントについても講義により習得する。	有限会社保健情報サービス 代表取締役 清水 浩史郎 氏
	7. 利用者調査の方法等について		第三者評価における利用者調査の位置付けを正しく理解するとともに、その方法を学ぶ。	第三者評価における利用者調査の位置付けや意義、その結果の取扱い、さらには実際の利用者調査の方法等について講義を行う。	
3日目:1月18日(土) 会場:【午前】倉吉体育文化会館 教養室2、【午後・実習先】…救護施設 ゆりはま大平園					
実習	8. 実習 I	9:30～ 16:00	実際に施設(事業所)を訪問、調査を行うことにより具体的な第三者評価の方法・技術を習得する。	「協力施設(事業所)」を訪問、実際に調査を行うことにより、インタビュー技術等について実習を行うとともに、訪問調査時の留意事項を学ぶ。	有限会社保健情報サービス 代表取締役 清水 浩史郎 氏
	9:30～12:00 実習準備 13:00～16:00 事業所の訪問調査				
4日目:1月19日(日) 会場:倉吉体育文化会館 教養室2					
実習	9. 実習 II	9:30～ 11:30	実習 I の内容を受けて、第三者評価結果のとりまとめについて具体的な手法を習得する。	訪問調査の結果に基づいて評価調査者間で合議を行い、最終的な第三者評価結果をとりまとめるとともに、報告書の作成について実習により実際の技術を学ぶ。	有限会社保健情報サービス 代表取締役 清水 浩史郎 氏
総括	10. まとめ	11:30～ 12:30	実習の成果に基づいて評価調査者として求められる技術や態度等についてあらためて理解を深める。	各分科会にてとりまとめた実習の成果を発表し、講師が講評を行う。特に、とりまとめ等に対する問題点や課題、書面調査・訪問調査を実施する上での留意事項をあらためて整理する。	

※講義には適宜、休憩を挟みます。

令和6年度鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業
評価調査者継続研修（第三者評価区分）

（鳥取会場）鳥取県立図書館 大研修室 令和6年11月17日（日）
（米子会場）鳥取県西部総合事務所 第21会議室 令和6年12月22日（日）

1 日程

時間	内容	形態
10:00～10:15	開会あいさつ	
10:15～12:00 (途中休憩有)	講義1「社会福祉制度の動向」 講義2「第三者評価制度の動向」	講義
12:00～13:00	昼食休憩	
13:00～15:45 (途中休憩有)	演習1「保育所の評価基準（共通評価基準と内容評価基準）の理解」 演習2「訪問調査時の質問づくり」 演習3「評価コメントの作成」 講評	演習・ 講評
15:45	閉会	

2 講師

おかだ たかひろ

岡田 賢宏氏（一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会 理事）

=====

<研修の概要>

- ・2つの会場で同じ内容の研修を開催した。
- ・各日とも、午前は国の制度改正等の最新情報の説明、午後は演習（事例をもとに、各人で考え、グループで話し合い、発表する）が行われた。

<参加者（修了者）数>

- ・鳥取会場：4名
- ・米子会場：11名